



県章

和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集登載事項)

○ 条例

- | | |
|---|----------|
| *1 和歌山県立県民交流プラザ和歌山ビッグ愛設置及び管理条例の一部を改正する条例 | (文化国際課) |
| *2 和歌山県国民保護対策本部及び和歌山県緊急対処事態対策本部条例 | (危機管理室) |
| *3 和歌山県国民保護協議会条例 | (") |
| *4 和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例 | (総務学事課) |
| *5 和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例 | (") |
| *6 知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例 | (人事課) |
| *7 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | (") |
| *8 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | (") |
| *9 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 | (") |
| *10 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 | (") |
| *11 非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例 | (") |
| *12 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例 | (") |
| *13 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 | (") |
| *14 和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例 | (") |
| *15 和歌山県振興局設置条例の一部を改正する条例 | (") |
| *16 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 | (") |
| *17 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 | (") |
| *18 新宮市及び熊野川町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例 | (市町村課) |
| *19 野上町及び美里町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例 | (") |
| *20 打田町、粉河町、那賀町、桃山町及び貴志川町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例 | (") |
| *21 和歌山県国土利用計画審議会条例の一部を改正する条例 | (地域振興課) |
| *22 和歌山県世界遺産条例 | (") |
| *23 和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例 | (情報政策課) |
| *24 水質汚濁防止法第3条の規定に基づく排水基準等を定める条例の一部を改正する条例 | (環境管理課) |
| *25 和歌山県動物愛護センター設置条例の一部を改正する条例 | (生活衛生課) |
| *26 和歌山県子ども・障害者相談センター設置及び管理条例の一部を改正する条例 | (子育て推進課) |
| *27 結核診査協議会条例の一部を改正する条例 | (健康対策課) |
| *28 和歌山県薬事審議会条例の一部を改正する条例 | (薬務課) |
| *29 和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例の一部を改正する条例 | (労働企画課) |
| *30 和歌山県卸売市場条例の一部を改正する条例 | (果樹園芸課) |
| *31 家畜保健衛生所の設置、名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例 | (畜産課) |
| *32 改良普及員資格試験条例を廃止する条例 | (就農促進課) |
| *33 林業改良指導員資格試験条例を廃止する条例 | (林業振興課) |
| *34 緑の雇用担い手住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例 | (定住促進課) |
| *35 和歌山県が管理する国土交通大臣の所管に属する国有財産の使用料の徴収に関する条例を廃止する条例 | (事業進行課) |
| *36 道路法第47条の2の規定による手数料の額を定める条例の一部を改正する条例 | (道路保全課) |
| *37 和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例 | (住宅環境課) |
| *38 和歌山県営港湾施設管理特別会計財産減価償却基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例 | (管理整備課) |
| *39 和歌山県漁港海岸休憩施設設置及び管理条例 | (漁港課) |

- | | | |
|-----|-----------------------------------|---------|
| *40 | 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 | (出納室) |
| *41 | 和歌山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 | (企業局) |
| *42 | 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 | (") |
| *43 | 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | (教育委員会) |
| *44 | 和歌山県特別会計条例の一部を改正する条例 | (") |
| *45 | 和歌山県文化財保護条例の一部を改正する条例 | (") |
| *46 | 和歌山県文化財保護審議会条例の一部を改正する条例 | (") |
| *47 | 和歌山県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 | (") |
| *48 | 和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例 | (") |
| *49 | 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | (警察本部) |
| *50 | 和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例 | (") |
| *51 | 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 | (") |
| *52 | 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 | (財政課) |
| *53 | 橋本市及び高野口町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例 | (市町村課) |
| *54 | 白浜町及び日置川町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例 | (") |

公布された条例のあらまし

◇和歌山県立県民交流プラザ和歌山ビッグ愛設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

和歌山ビッグ愛の設置目的に県民の生きがいつくりの推進を加えることとしました。(第1条関係)

2 施行期日

平成17年4月1日から施行します。

◇和歌山県国民保護対策本部及び和歌山県緊急対処事態対策本部条例

1 条例の概要

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、和歌山県国民保護対策本部及び和歌山県緊急対処事態対策本部の組織及び運営について規定を定めました。

(1) 県の職員以外の者を会議に出席させたときは、その出席者の意見を求めることができることとしました。(第3条関係)

(2) 本部に室及び部を置くことができることとしました。(第4条関係)

(3) 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置くこととしました。(第5条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県国民保護協議会条例

1 条例の概要

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、和歌山県国民保護協議会の組織及び運営について規定を定めました。

(1) 委員の定数は、60人以内としました。(第1条関係)

(2) 協議会に幹事を置くこととしました。(第5条関係)

(3) 協議会に部会を置くこととしました。(第6条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

地方三公社(和歌山県住宅供給公社、和歌山県道路公社及び和歌山県土地開発公社)を情報公開の実施機関に加えるために、所要の規定の整備を行いました。

- (1) 実施機関に地方三公社を加えることとしました。(第2条関係)
- (2) 組織改編に伴う規定の整備をしました。(第6条関係)
- (3) 地方三公社がした開示決定の処分又は開示請求に係る不作為に対し、異議申立てができることを明示しました。(第22条の2関係)

2 施行期日

平成17年4月1日から施行します。ただし、地方労働委員会の名称変更に係るものは公布の日から施行します。

3 経過措置

地方三公社の情報公開は、地方三公社が平成14年10月1日以後に作成又は取得した文書から適用することとしました。(附則第5項)

◇和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

公安委員会及び警察本部長を個人情報の実施機関に加えるために、所要の規定の整備を行いました。

- (1) 実施機関に公安委員会及び警察本部長を加えることとしました。(第2条関係)
- (2) 警察事務の特殊性により、個人情報の取扱いの特例を規定しました。
収集の制限(第6条第5項関係)、利用・提供の制限(第12条第5項及び第6項関係)、オンライン結合の禁止(第14条第1項関係)、個人情報取扱事務登録簿の作成(第15条第3項及び第4項関係)、非開示情報(第18条第3号関係)、開示決定等の期限(第22条の2、第32条の2及び第38条の2関係)、開示決定等の事案の移送(第22条の3及び第32条の3関係)
- (3) 組織改編に伴う規定の整備をしました。(第2条及び第15条関係)
- (4) 個人情報保護審議会の委員が住民基本台帳法上の諮問に係る調査審議において知り得た秘密を漏らしたときの罰則を設けることとしました。(第65条関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。ただし、地方労働委員会の名称変更に係るものは公布の日から、企業管理者の廃止に係るものは平成17年4月1日から施行します。

◇知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

- (1) 知事等の給料の額を減じる期間を1年間延長することとしました。(第1条関係)
- (2) 公営企業管理者の廃止に伴う規定の整備をしました。(第4条関係)

2 施行期日

平成17年4月1日から施行します。

◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

- (1) 修学部分休業及び高齢者部分休業中の勤務日数が一定数以下の場合は、通勤手当については半額支給とすることとしました。(第15条関係)
- (2) 農林漁業改良普及手当の支給割合を引き下げ、支給対象者及び手当名称を改正することとしました。(第13条及び第24条の2関係)
- (3) 寒冷地手当の支給日を改正することとしました。(第21条関係)
- (4) 武力攻撃災害等派遣手当を新設しました。(第13条及び第24条の4関係)
- (5) 職員の給料月額を減じる期間を1年間延長することとしました。(附則第14項関係)

2 施行期日

平成17年4月1日から施行します。ただし、寒冷地手当及び武力攻撃災害等派遣手当に係るものは、公布の日から施行します。

◇教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

- (1) 産業教育手当の支給率を2段階で引き下げることとしました。(第15条関係)

- (2) 修学部分休業及び高齢者部分休業中の勤務日数が一定数以下の場合は、通勤手当については半額支給とすることとしました。(第 15 条の 3 関係)
- (3) へき地手当の対象地域を縮減し、支給率を 2 段階で引き下げることにしました。(第 16 条関係)
- (4) 定時制通信教育手当の支給率を 2 段階で引き下げ、支給対象職員の要件を厳しくすることとしました。(第 16 条の 2 関係)
- (5) 武力攻撃災害等派遣手当を新設しました。(第 13 条及び第 20 条の 3 関係)
- (6) 職員の給料月額を減じる期間を 1 年間延長することとしました。(附則第 13 項関係)

2 施行期日

平成 17 年 4 月 1 日から施行します。ただし、武力攻撃災害等派遣手当に係るものは公布の日から、産業教育手当、へき地手当及び定時制通信教育手当の 2 回目の引き下げに係るものは平成 18 年 4 月 1 日から施行します。

◇一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

任期付研究員の給料月額を減じる期間を 1 年間延長することとしました。(附則第 2 項関係)

2 施行期日

平成 17 年 4 月 1 日から施行します。

◇一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

任期付職員の給料月額を減じる期間を 1 年間延長することとしました。(附則第 2 項及び第 3 項関係)

2 施行期日

平成 17 年 4 月 1 日から施行します。

◇非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備をしました。(第 1 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

地方自治法の一部改正及び公営企業管理者の廃止に伴い、規定の整備をしました。(第 2 条関係)

2 施行期日

地方自治法の改正に係るものは公布の日から、公営企業管理者の廃止に係るものは平成 17 年 4 月 1 日から施行します。

◇職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務を認めるため、早出遅出勤務に関する規定を定めました。

(1) 早出遅出勤務の対象となる職員を定めました。(第 8 条の 2 関係)

ア 小学校に就学していない子を養育する職員。ただし、職員の配偶者が常態としてこの養育をすることができる場合を除きます。

イ 日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員

(2) 早出遅出勤務は、始業及び終業の時刻を、あらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りにより勤務をすることとしました。(第 8 条の 2 関係)

2 施行期日

平成 17 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

知事の部局及び教育委員会の事務局の職員定数を改正しました。(第 2 条関係)

知事部局

4, 244人→4, 224人

教育委員会の事務局

238人→ 233人

企業局

70人→ 0人(廃止)

2 施行期日

平成17年4月1日から施行します。ただし、地方労働委員会の名称の変更に係るものは、公布の日から施行します。

◇和歌山県振興局設置条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

(1) 打田町・粉河町・那賀町・桃山町・貴志川町の合併に伴い、振興局の所管区域の整備をしました。(第2条関係)

(2) 農業改良助長法の一部改正により地域農業改良普及センターを廃止することとしました。(第6条関係)

2 施行期日

平成17年4月1日から施行します。ただし、市町村合併に係るものは、平成17年11月7日から施行します。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

火薬類・高圧ガス取締手当について、支給対象を災害調査に制限し、手当名称及び手当額を次のように改めました。(第18条関係)

火薬類等災害調査手当 1日750円

2 施行期日

平成17年4月1日から施行します。

◇公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

県の職員を派遣することができる団体の要件の整備をしました。(第2条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇新宮市及び熊野川町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例

1 条例の概要

新宮市・熊野川町の合併に伴い、次の条例中の市町村名の変更等の規定の整備をしました。

(1) 保健所設置条例

(2) 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例

(3) 和歌山県の事務処理の特例に関する条例

2 施行期日

平成17年10月1日から施行します。

◇野上町及び美里町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例

1 条例の概要

野上町・美里町の合併に伴い、次の条例中の市町村名の変更等の規定の整備をしました。

(1) 和歌山県立中学校及び高等学校設置条例

(2) 和歌山県営住宅条例

2 施行期日

平成18年1月1日から施行します。

◇打田町、粉河町、那賀町、桃山町及び貴志川町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例

1 条例の概要

打田町・粉河町・那賀町・桃山町・貴志川町の合併に伴い、次の条例中の市町村名の変更等の規定の整備をしました。

(1) 和歌山県立高等看護学院設置及び管理条例

(2) 病虫害防除所の名称、位置及び管轄区域に関する条例

- (5) 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例
- (7) 和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例
- (8) 和歌山県の事務処理の特例に関する条例

2 施行期日

平成17年11月7日から施行します。

◇和歌山県国土利用計画審議会条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

審議会の委員の任用資格を拡大し、定数を30人から20人に改めることとしました。(第2条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県世界遺産条例

1 条例の概要

世界遺産の保存及び適切な活用について、基本理念を定め、県及び県民等が担う役割を明らかにするとともに、県の基本施策に関して必要な事項を定めました。

- (1) この条例の基本理念は、世界遺産を人類のかけがえのない多様な価値を有する財産として守り、適切に活用し、将来の世代に良好な状態で引き継ぐこととしました。(第3条関係)
- (2) 世界遺産への理解と関心を深めるため、世界遺産の日と週間を設けることとしました。(第4条関係)
 - ・和歌山県世界遺産の日 7月7日
 - ・和歌山県世界遺産週間 7月1日から7月7日まで
- (3) 世界遺産の保存及び適切な活用のための県の役割を定めました。(第5条関係)
- (4) 世界遺産の保存及び適切な活用のための県民等の役割を定めました。(第6条関係)
- (5) 民間団体等の自発的な活動に対して、必要な施策を実施することとしました。(第7条関係)
- (6) 世界遺産の保存及び適切な活用に係る施策を推進するため、体制の整備を図ることとしました。(第10条関係)

2 施行期日

平成17年7月1日から施行します。

◇和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

公営企業管理者の廃止に伴う規定の整備をしました。(第2条関係)

2 施行期日

平成17年4月1日から施行します。

◇水質汚濁防止法第3条の規定に基づく排水基準等を定める条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

県の定める排水基準を改めました。(別表第1、別表第2及び別表第3関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県動物愛護センター設置条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

野上町・美里町の合併等に伴う規定の整備をしました。(第1条及び第2条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、市町村合併に係るものは、平成18年1月1日から施行します。

◇和歌山県子ども・障害者相談センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

- (1) 打田町・粉河町・那賀町・桃山町・貴志川町の合併に伴い、所管区域の整備をしました。(第1条関係)

(2) 児童及びその保護者の精神保健上の診療を実施することとしました。(第3条関係)

2 施行期日

平成17年6月1日から施行します。ただし、市町村合併に係るものは、平成17年11月7日から施行します。

◇結核診査協議会条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

(1) 結核予防法の一部改正に伴い、結核診査協議会の名称を「結核の診査に関する協議会」に改めました。(題名、第1条及び第2条関係)

(2) 協議会の組織について、必要な事項を定めました。(第3条関係)

・委員の定数 5人

・委員の任期 2年

(3) 委員会の運営について、委員長の選出方法、職務等の必要な事項を定めました。(第4条及び第5条関係)

2 施行期日

平成17年4月1日から施行します。

◇和歌山県薬事審議会条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

薬事法の一部改正に伴い、同法の引用条文の整備をしました。(第1条関係)

2 施行期日

平成17年4月1日から施行します。

◇和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

和歌山県勤労福祉会館の料金を管理受託者の利用料金とすることに伴う所要の改正をしました。

(1) 会館の料金は、利用料金として管理受託者が収受することとしました。(第5条関係)

(2) 会館の利用料金は、知事の承認を受けて管理受託者が定めることとしました。(第5条関係)

(3) 会館の利用料金の上限額を定めました。(別表関係)

(4) 会館の駐車場を有料とすることとしました。(別表関係)

2 施行期日

平成17年4月1日から施行します。ただし、駐車場の有料化に係るものは、平成17年7月1日から施行します。

◇和歌山県卸売市場条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

卸売市場法の一部改正に伴い、所要の改正を行いました。

(1) 地方卸売市場の業務規程に定めなければならない事項に、物品の品質管理方法を追加しました。(第4条関係)

(2) 卸売業者の委託手数料以外の報償の収受制限を廃止しました。(第13条関係)

2 施行期日

平成17年4月1日から施行します。ただし、卸売業者の委託手数料以外の報償の収受制限の廃止に係るものは、平成21年4月1日から施行します。

3 経過措置

条例の改正に伴い必要となる既設の地方卸売市場の業務規程の変更について、経過措置を定めました。(附則第2項及び第3項)

◇家畜保健衛生所の設置、名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

紀中家畜保健衛生所の廃止及び打田町・粉河町・那賀町・桃山町・貴志川町の合併に伴い、管轄区域の整備をしました。(第1条関係)

2 施行期日

平成17年4月1日から施行します。ただし、市町村合併に係るものは、平成17年11月7日から施行します。

◇改良普及員資格試験条例を廃止する条例

1 条例の概要

農業改良助長法の一部改正に伴い、県の実施する改良普及員資格試験が廃止されるため、改良普及員資格試験条例を廃止することとしました。

2 施行期日

平成 17 年 4 月 1 日から施行します。

◇林業改良指導員資格試験条例を廃止する条例

1 条例の概要

森林法の一部改正に伴い、県の実施する林業改良指導員資格試験が廃止されるため、林業改良指導員資格試験条例を廃止することとしました。

2 施行期日

平成 17 年 4 月 1 日から施行します。

◇緑の雇用担い手住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

新たな緑の担い手住宅の設置及び市町村合併に伴う住宅の位置及び事務委託先市町村の整備をしました。（別表関係）

2 施行期日

平成 17 年 4 月 1 日から施行します。ただし、次の改正は、それぞれに定める日から施行します。

- (1) 田辺市・龍神村・中辺路町・大塔村・本宮町の合併及び川辺町・中津村・美山村の合併に係るもの 平成 17 年 5 月 1 日
- (2) 新宮市・熊野川町の合併に係るもの 平成 17 年 10 月 1 日
- (3) 野上町・美里町の合併に係るもの 平成 18 年 1 月 1 日

◇和歌山県が管理する国土交通大臣の所管に属する国有財産の使用料の徴収に関する条例を廃止する条例

1 条例の概要

和歌山県が管理する国土交通大臣の所管に属する国有財産が市町村に譲与されるため、和歌山県が管理する国土交通大臣の所管に属する国有財産の使用料の徴収に関する条例を廃止することとしました。

2 施行期日

平成 17 年 4 月 1 日から施行します。

◇道路法第 47 条の 2 の規定による手数料の額を定める条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

許可に係る手数料額を 1 通行経路ごとに 200 円に改めることとしました。（本則関係）

2 施行期日

平成 17 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

- (1) 河西緩衝緑地の東松江緑地の管理を財団法人和歌山県スポーツ振興財団に委託することとしました。（第 14 条関係）
- (2) 大新公園地下駐車場を有料公園施設とすることとしました。（別表関係）

2 施行期日

平成 17 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県営港湾施設管理特別会計財産減価償却基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

県営宇久井港の港湾施設の廃止に伴う規定の整備をしました。（第 2 条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県漁港海岸休憩施設設置及び管理条例

1 条例の概要

海岸を利用する県民に憩いの場を提供し、県民の健康増進及び福祉の増進に資するため、和歌山県漁港海岸休憩施設を設置することとしました。

(1) 休憩施設の名称は、和歌山県田辺漁港海岸扇ヶ浜ビーチハウスとしました。(第2条関係)

(2) 休憩施設の管理は、指定管理者に行わせることができることとしました。(第3条関係)

(3) 指定管理者の指定期間は、5年間としました。(第5条関係)

(4) 指定管理者の指定の手続を定めました。(第6条及び第7条関係)

(5) 知事は、指定管理者の業務報告の聴取等ができることとしました。(第8条関係)

2 施行期日

公布の日から4月以内で別に定める日から施行します。ただし、指定管理者の指定に必要な部分は、公布の日から施行します。

◇長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

1 条例の概要

地方自治法施行令の一部改正に伴い、長期継続契約を締結することができる契約として、次のものを定めました。

(第1条関係)

(1) 複数年にわたり契約を締結する商慣習がある物品の借入れに関する契約

(2) 年間を通じて役務の提供を受ける必要がある契約

2 施行期日

平成17年4月1日から施行します。

◇和歌山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

(1) 和歌山県公営企業のうち電気事業と駐車場事業を廃止することとしました。(第1条及び第2条関係)

(2) 海南市・下津町の合併に伴う工業用水道の給水区域の整備をしました。(第2条関係)

(3) 公営企業管理者を置かないこととしました。(第4条関係)

(4) 企業局を廃止し、和歌山県公営企業の事務は、商工労働部において処理することとしました。(第5条関係)

(5) 公営企業管理者を置かないことにしたこと等に伴い、次の条例中の規定の整備をしました。(附則第2項、第3項及び第5項)

ア 和歌山県部設置条例

イ 和歌山県営工業用水道事業条例

ウ 和歌山県行政手続条例

(6) 公営企業管理者を置かないことにしたことに伴い、次の条例を廃止することとしました。(附則第4項)

公営企業の管理者の給与等に関する条例

(7) 駐車場事業の廃止に伴い、次の条例を廃止することとしました。(附則第6項)

和歌山県営駐車場駐車料金徴収条例

2 施行期日

平成17年4月1日から施行します。

◇企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

(1) 初任給調整手当及び特勤手当を廃止することとしました。(第2条、第5条及び第9条関係)

(2) 武力攻撃災害等派遣手当を新設しました。(第2条及び第15条の3関係)

(3) 公営企業管理者を置かないことにしたことに伴う規定の整備をしました。(第4条、第4条の2、第6条の3、第10条、第18条及び第19条関係)

(4) 就学部分休業及び高齢者部分休業における給与の減額を定めました。(第18条関係)

2 施行期日

平成 17 年 4 月 1 日から施行します。ただし、武力攻撃災害等派遣手当に係るものは、公布の日から施行します。

◇市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

- (1) 修学部分休業及び高齢者部分休業中の勤務日数が一定数以下の場合は、通勤手当については半額支給とすることとしました。(第 17 条の 3 関係)
- (2) へき地手当の対象地域を縮減し、支給率を 2 段階で引き下げることにしました。(第 18 条関係)
- (3) 定時制通信教育手当の支給率を 2 段階で引き下げ、支給対象職員の要件を厳しくすることとしました。(第 18 条の 2 関係)
- (4) 武力攻撃災害等派遣手当を新設しました。(第 15 条及び第 21 条の 4 関係)
- (5) 職員の給料月額を減じる期間を 1 年間延長することとしました。(附則第 12 項関係)

2 施行期日

平成 17 年 4 月 1 日から施行します。ただし、武力攻撃災害等派遣手当に係るものは公布の日から、へき地手当及び定時制通信教育手当の 2 回目の引下げに係るものは平成 18 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県特別会計条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

修学奨励金に関する特別会計を設置することとしました。(別表関係)

2 施行期日

平成 17 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県文化財保護条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

文化財保護法の一部改正に伴い、所要の改正をしました。

- (1) 文化財保護法の引用条文の整備を行いました。(第 1 条、第 3 条の 2、第 3 条の 3、第 4 条、第 16 条及び第 18 条関係)
- (2) 条例の対象となる文化財に、民俗技術を加えることにしました。(第 2 条関係)

2 施行期日

平成 17 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県文化財保護審議会条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

文化財保護法の一部改正に伴い、同法の引用条文の整備を行いました。(第 1 条関係)

2 施行期日

平成 17 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

文化財保護法の一部改正に伴い、同法の引用条文の整備を行いました。(第 2 条関係)

2 施行期日

平成 17 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

- (1) 県立の学校の職員の定数を改正しました。(第 2 条関係)

中学校

6 人 → 10 人

高等学校

2,584 人 → 2,527 人

盲学校等

957 人 → 958 人

- (2) 県立の学校以外の教育機関の職員定数を 95 人に改正しました。(第 3 条関係)

- (3) 市町村立の学校の職員定数を改正しました。(第 4 条関係)

小学校

4,526 人 → 4,465 人

中学校

2,661人→2,621人

2 施行期日

平成17年4月1日から施行します。

◇警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

- (1) 修学部分休業及び高齢者部分休業中の勤務日数が一定数以下の場合は、通勤手当については半額支給とすることとしました。(第13条関係)
- (2) 寒冷地手当の支給日を改正することとしました。(第20条関係)
- (3) 武力攻撃災害等派遣手当を新設しました。(第11条及び第22条の3関係)
- (4) 警察職員の給料月額を減じる期間を1年間延長することとしました。(附則第11項関係)

2 施行期日

平成17年4月1日から施行します。ただし、武力攻撃災害等派遣手当に係るものは、公布の日から施行します。

◇和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

警察職員の定員を改正しました。(第2条関係)

警察官 警部

187人→188人

警部補・巡査部長

1,184人→1,196人

巡査

621人→628人

2 施行期日

平成17年4月1日から施行します。

◇警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

1 条例の概要

爆発物処理等手当について、支給対象を災害調査に制限し、手当額を750円に改めました。(第13条関係)

2 施行期日

平成17年4月1日から施行します。

◇和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

薬事法の一部改正に伴う医薬品等の製造販売許可手数料等を定めるとともに、県立医科大学等の授業料の改定等を行いました。改正の主な内容は、次のとおりです。

(1) 医科大学授業料

学生

520,800円→535,800円

聴講生・特別聴講学生・科目等履修生

1単位 14,400円→14,800円

(2) 医科大学大学院授業料

学生

520,800円→535,800円

聴講生

(新設) 1単位 14,800円

特別履修学生

1単位 14,400円→14,800円

特別研究生

1単位 28,900円→29,700円

(3) 医科大学看護短期大学部授業料

学生

379,200円→390,000円

聴講生・特別聴講学生・科目等履修生

1単位 14,400円→14,800円

研究生

346,800円→356,600円

(4) 大新公園地下駐車場使用料

普通駐車

(新設) 30分 100円

定期駐車

(新設) 全日月額15,290円

(新設) 昼間月額10,500円

(5) 近代美術館駐車場使用料		
近代美術館又は博物館利用者	2時間	400円→1時間200円
その他の者	30分1,	100円→1時間300円
(6) 青少年の家使用料		
日帰り利用	(新設)	1人1日 100円
県内の幼児の利用	(新設) 宿泊施設利用1人1泊	230円
	(新設) テント利用 1人1泊	110円
県外の幼児の利用	(新設) 宿泊施設利用1人1泊1,	150円
	(新設) テント利用1人1泊	110円
(7) 運転免許手数料		
第1種・第2種運転免許証交付		1,750円→ 1,650円
第1種・第2種運転免許証再交付		3,350円→ 3,200円
第1種・第2種運転免許証更新		2,250円→ 2,100円
(8) 放置車両確認機関の登録手数料	(新規)	23,000円
(9) 駐車監視員手数料(新規)		
駐車監視員資格者証交付		9,900円
駐車監視員資格者講習		19,000円
駐車監視員資格者認定		4,500円
駐車監視員資格者証書換え交付		2,100円
駐車監視員資格者証再交付		2,000円
(10) 水質試験手数料		
業務用飲料水		7,690円→11,780円
家庭用飲料水		4,490円→ 8,580円
上水道定期検査		20,130円→12,610円
(11) 医薬品等の製造販売業許可手数料		
ア 許可の更新(新規)		
第1種医薬品・高度管理医療機器		138,200円
第2種医薬品・管理医療機器		115,500円
薬局製造販売医薬品		4,000円
製造管理又は品質管理に注意を要する医薬部外品		115,500円
その他の医薬部外品・化粧品		47,200円
一般医療機器		70,000円
イ 承認事項の変更承認(新規)		
日本薬局方の医薬品・医薬部外品		20,300円
薬局製造販売医薬品	1品目	90円
その他の医薬品		30,100円
(12) 医薬品等の製造業許可手数料		
ア 許可の更新(新規)		
無菌医薬品		50,700円
一般医薬品		48,100円
無菌医薬品・一般医薬品の包装等		24,100円
薬局製造医薬品		5,600円
放射性医薬品以外の体外診断用医薬品		48,100円
放射性医薬品以外の体外診断用医薬品の包装等		24,100円
無菌医薬部外品		48,100円

一般医薬部外品・化粧品	25,200円
医薬部外品・化粧品の包装等	24,100円
滅菌医療機器	50,700円
その他の医療機器	48,100円
医療機器の包装等	24,100円
イ 許可の変更(新規)	
無菌医薬品	81,200円
一般医薬品	77,000円
無菌医薬品・一般医薬品の包装等	41,300円
薬局製造医薬品	11,000円
放射性医薬品以外の体外診断用医薬品	77,000円
放射性医薬品以外の体外診断用医薬品の包装等	41,300円
無菌医薬部外品	77,000円
一般医薬部外品・化粧品	35,700円
医薬部外品・化粧品の包装等	30,800円
滅菌医療機器	81,200円
その他の医療機器	77,000円
医療機器の包装等	41,300円
(13)医療機器の修理業許可手数料(新規)	
許可	69,400円
許可の更新	47,600円
修理業の修理区分の変更・追加	17,500円

2 施行期日

平成17年4月1日から施行します。ただし、次の改正は、それぞれに定める日から施行します。

- (1) フロン類の回収業等の手数料に係るもの 公布の日
- (2) 子ども・障害者相談センターの診療所の使用料に係るもの 平成17年6月1日

3 経過措置

医科大学の改正後の授業料は、平成11年度以降に入学した者から適用します。(附則第2項)

◇橋本市及び高野口町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例

1 条例の概要

橋本市・高野口町の合併に伴い、次の条例中の市町村名の変更等の規定の整備をしました。

- (1) 和歌山県港湾施設管理条例
- (2) 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例
- (3) 和歌山県振興局設置条例
- (4) 和歌山県の事務処理の特例に関する条例

2 施行期日

平成18年3月1日から施行します。

◇白浜町及び日置川町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例

1 条例の概要

白浜町・日置川町の合併に伴い、次の条例中の市町村名の変更等の規定の整備をしました。

- (1) 保健所設置条例
- (2) 和歌山県の事務処理の特例に関する条例
- (3) 和歌山県流域下水道条例

2 施行期日

平成18年3月1日から施行します。

条 例

和歌山県立県民交流プラザ和歌山ビッグ愛設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 25 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 1 号

和歌山県立県民交流プラザ和歌山ビッグ愛設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県立県民交流プラザ和歌山ビッグ愛設置及び管理条例（平成10年和歌山県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「福祉の増進」の次に「並びに生きがいつくりの推進」を加える。

附 則

この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県国民保護対策本部及び和歌山県緊急対処事態対策本部条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 25 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 2 号

和歌山県国民保護対策本部及び和歌山県緊急対処事態対策本部条例

（目的）

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、和歌山県国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び和歌山県緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第 2 条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、県の職員のうちから知事が任命する。

（会議）

第 3 条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第 6 項の規定に基づき、国の職員その他県の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

3 本部長は、法第28条第 7 項の規定に基づき、防衛庁長官がその指定する職員を本部長の求めに応じて

会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（室及び部）

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に室及び部を置くことができる。

- 2 室及び部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 室に室長を置き、部に部長を置く。
- 4 室長及び部長は、本部員のうちから本部長が指名する。
- 5 室長は室の事務を掌理し、部長は部の事務を掌理する。

（現地対策本部）

第 5 条 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

（雑則）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、知事が定める。

（準用）

第 7 条 第 2 条から前条までの規定は、和歌山県緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県国民保護協議会条例をここに公布する。

平 成 1 7 年 3 月 2 5 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 3 号

和歌山県国民保護協議会条例

（目的）

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第38条第 8 項の規定に基づき、和歌山県国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（委員及び専門委員）

第 2 条 委員の定数は、60人以内とする。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会長の職務代理）

第 3 条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによ

る。

(幹事)

第 5 条 協議会に、幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第 6 条 協議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、総務部において処理する。

(雑則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 25 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 4 号

和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例

和歌山県情報公開条例（平成 13 年和歌山県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 22 条」を「第 22 条の 2」に改める。

第 2 条第 1 項中「公営企業管理者及び警察本部長」を「警察本部長並びに和歌山県住宅供給公社、和歌山県道路公社及び和歌山県土地開発公社（以下「地方三公社」という。）」に改め、同条第 2 項中「実施機関の職員」の次に「（地方三公社にあっては、役員を含む。以下この項において同じ。）」を加える。

第 6 条第 1 項第 3 号中「選挙管理委員会、収用委員会及び公営企業管理者」を「議会、選挙管理委員会及び収用委員会」に、「地方労働委員会」を「労働委員会」に、「及び内水面漁場管理委員会」を「内水面漁場管理委員会及び地方三公社」に改める。

第 7 条第 2 号ウ中「の役員及び職員をいう」を「及び地方三公社の役員及び職員をいう」に、同条第 3 号及び第 5 号中「及び地方独立行政法人」を「、地方独立行政法人及び地方三公社」に改め、同条第 6 号中「若しくは地方独立行政法人」を「、地方独立行政法人若しくは地方三公社」に改め、同号ア中「又は試験」を「、試験又は租税の賦課若しくは徴収」に改め、同号イ及びオ中「又は地方独立行政法人」を「

地方独立行政法人又は地方三公社」に改める。

第15条第1項中「県」の次に「、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、地方三公社」を加える。

第2章第2節第1款中第22条の次に次の1条を加える。

（地方三公社に対する異議申立て）

第22条の2 地方三公社がした開示決定等又は地方三公社に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、地方三公社に対し、行政不服審査法に基づく異議申立てをすることができる。

第38条第1項中「出資している法人」の次に「（地方三公社を除く。）」を、「指定するもの（）」の次に「地方三公社を除く。」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項第3号の改正規定（「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の和歌山県情報公開条例（以下「新条例」という。）の施行前に改正前の和歌山県情報公開条例（次項において「旧条例」という。）の規定により公営企業管理者が行った行為は、新条例の規定により知事が行ったものとみなす。

3 新条例の施行前に旧条例の規定により公営企業管理者に対してなされた行為は、新条例の規定により知事になされたものとみなす。

4 新条例第7条及び第15条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされた開示請求（新条例第6条第1項に規定する開示請求をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前になされた開示請求については、なお従前の例による。

5 新条例の規定は、地方三公社（新条例第2条第1項に規定する地方三公社をいう。）が保有する公文書（新条例第2条第2項に規定する公文書をいう。）にあつては、平成14年10月1日以後に作成し、又は取得したものについて適用する。

和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 1 7 年 3 月 2 5 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第5号

和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例

和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）の一部を次のように改正する。

目次中「第38条」を「第38条の2」に改める。

第2条第2号中「教育委員会」の次に「、公安委員会、警察本部長」を加え、「、内水面漁場管理委員会及び公営企業管理者」を「及び内水面漁場管理委員会」に改める。

第6条第3項第3号中「又は他の地方公共団体」を「、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地

方独立行政法人」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 5 前 3 項の規定は、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持（以下「犯罪の予防等」という。）を目的として個人情報を収集するときは、適用しない。

第12条中第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

- (5) 公安委員会又は警察本部長（以下「公安委員会等」という。）が犯罪の予防等を目的として内部で利用し、又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下この条において「他の実施機関等」という。）に提供する場合で、当該目的の達成に必要な限度で利用又は提供し、かつ、当該利用又は提供について相当な理由があるとき。
- (6) 公安委員会等が犯罪の予防等を目的として他の実施機関等以外のものに提供する場合で、当該目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、当該提供について特別な理由があるとき。

第14条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、実施機関は、オンライン結合により保有個人情報を提供することができる。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
- (2) 公安委員会等が犯罪の予防等を目的として警察庁又は他の都道府県警察に提供するとき。
- (3) 和歌山県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人の権利利益が侵害されないよう必要な措置が講じられていると認められるとき。

第15条第 1 項第 8 号中「選挙管理委員会、収用委員会及び公営企業管理者」を「議会、選挙管理委員会及び収用委員会」に、「地方労働委員会」を「労働委員会」に、同条第 3 項第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 3 号の次に次の 2 号を加える。

- (4) 犯罪の捜査又は公訴の提起若しくは維持に関する事務
- (5) 国の安全その他の国の重大な利益に関する事務

第15条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、公安委員会及び警察本部長は、第 1 項第 5 号から第 8 号までに掲げる事項（以下この条において「記録事項等」という。）を登録簿に登録し、又は個人情報取扱事務について登録簿を作成することにより、個人情報取扱事務の目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録事項等の一部若しくは全部を登録せず、又は個人情報取扱事務について登録簿を作成しないことができる。

第18条第 4 号中「又は捜査」を、「鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」に改める。

第22条の次に次の 2 条を加える。

（開示決定等の期限の特例）

第22条の 2 前条の規定にかかわらず、公安委員会等は、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から 60 日以内にそのすべてについて開示決定等をするにより事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合には、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、公安委員会等は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に

掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（事案の移送）

第22条の3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報公安委員会等から提供されたものであるとき、その他公安委員会等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、公安委員会等と協議の上、公安委員会等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた公安委員会等において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた公安委員会等がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた公安委員会等が開示請求に係る保有個人情報について第21条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、移送を受けた公安委員会等は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

第23条第1項中「他の地方公共団体」を「独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人」に改め、同条第2項中「第21条第1項の決定（以下「開示決定」という。）」を「開示決定」に改める。

第32条の次に次の2条を加える。

（訂正決定等の期限の特例）

第32条の2 前条の規定にかかわらず、公安委員会等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、公安委員会等は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

（事案の移送）

第32条の3 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報が第22条の3第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他公安委員会等において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、公安委員会等と協議の上、公安委員会等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた公安委員会等において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた公安委員会等がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた公安委員会等が第31条第1項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

第33条中「第31条第1項の決定」を「訂正決定」に改める。

第2章第3節中第38条の次に次の1条を加える。

（利用停止決定等の期限の特例）

第38条の2 前条の規定にかかわらず、公安委員会等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、公安委員会等は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

第47条第1号中「第12条第5号」を「第12条第7号」に、「第14条第2項」を「第14条第2項第3号」に、「第15条第3項第4号」を「第15条第3項第6号」に改める。

第59条に次の1項を加える。

- 3 法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章の規定を適用しないとされている個人情報については、第2章第3節及び第4節の規定は適用しない。

第65条中「諮問」の次に「又は住民基本台帳法第30条の29、第30条の41若しくは第30条の43第5項の規定に関し知事が行う諮問」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第6条第3項第3号の改正規定、第15条第1項第8号の改正規定（「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める部分に限る。）及び第23条第1項の改正規定 公布の日
- (2) 第2条第2号の改正規定（「教育委員会」の次に「、公安委員会、警察本部長」を加える部分を除く。）、第15条第1項第8号の改正規定（「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める部分を除く。）、第59条に1項を加える改正規定及び第65条の改正規定 平成17年4月1日

（経過措置）

- 2 前項第2号に規定する改正規定（次項において「改正規定」という。）の施行前に改正前の和歌山県個人情報保護条例（次項において「旧条例」という。）の規定により公営企業管理者が行った行為は、改正後の和歌山県個人情報保護条例（以下「新条例」という。）の規定により知事が行ったものとみなす。
- 3 改正規定の施行前に旧条例の規定により公営企業管理者に対してなされた行為は、新条例の規定により知事になされたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に実施機関（公安委員会及び警察本部長に限る。）において行われている個人情報取扱事務に係る新条例第15条第2項の規定の適用については、同項中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、この条例の施行の日以後、遅滞なく」とする。

知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 25 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 6 号

知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給料の特例に関する条例（平成13年和歌山県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成17年3月31日」を「平成18年3月31日」に改める。

第4条を削る。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 25 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 7 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第17号中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改め、同項中第19号を第20号とし、第18号の次に次の1号を加える。

(Ⅸ) 武力攻撃災害等派遣手当

第15条第2項中「再任用短時間勤務職員」の次に「、修学部分休業職員（地方公務員法第26条の2第1項の規定による承認を受けた職員をいう。）及び高齢者部分休業職員（地方公務員法第26条の3第1項の規定による承認を受けた職員をいう。）」を加え、同項第2号ア㊦中「自動車等」を「自転車等」に改める。

第21条第2項中「前項の」を削る。

第24条の2を次のように改める。

(農林漁業普及指導手当)

第24条の2 農業、林業及び水産業の普及指導事業に従事する普及指導員である職員（人事委員会規則で定める職員に限る。）が、これらの普及指導事務に従事する場合において、その者の勤務の状態が人事委員会規則で定める要件に該当したときには、その者に農林漁業普及指導手当を支給する。

2 農林漁業普及指導手当の月額、その者の給料の月額に100分の8を乗じて得た額の範囲内において、人事委員会規則で定める。

3 前2項に規定するもののほか、農林漁業普及指導手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第24条の3の次に次の1条を加える。

(武力攻撃災害等派遣手当)

第24条の4 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第

154条に規定する職員が、住所又は居所を離れて和歌山県の区域に滞在することを要する場合には、武力攻撃災害等派遣手当を支給する。

2 武力攻撃災害等派遣手当は、日額により支給するものとし、その額は、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、6,620円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。

3 前2項に規定するもののほか、武力攻撃災害等派遣手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則第14項中「平成17年3月31日」を「平成18年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第13条第2項の改正規定（「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める部分を除く。）、第21条第2項の改正規定及び第24条の3の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 25 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第8号

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中第19号を第20号とし、第18号の次に次の1号を加える。

(例) 武力攻撃災害等派遣手当

第15条第1項中「100分の10」を「100分の7」に、「100分の6」を「100分の3」に改める。

第15条の3第2項中「再任用短時間勤務職員」の次に「、修学部分休業職員（地方公務員法第26条の2第1項の規定による承認を受けた職員をいう。）及び高齢者部分休業職員（地方公務員法第26条の3第1項の規定による承認を受けた職員をいう。）」を加える。

「1級 100分の8

2級 100分の12 「1級 100分の6

第16条第5項中 3級 100分の16 を 2級 100分の9 に改め、同条第6項中「100分の4」

4級 100分の20 3級 100分の12」

5級 100分の25」

を「100分の2」に改める。

第16条の2中「教頭」の次に「（定時制の課程にあっては、主として夜間における校務を整理する者に限る。）」を加え、「本務として定時制課程の教育又は」を「定時制課程の教育を本務として夜間における教育に従事し、又は本務として」に、「100分の10」を「100分の7」に、「100分の8」を「100分の6」に改める。

第20条の3の次に次の1条を加える。

（武力攻撃災害等派遣手当）

第20条の4 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）

第154条に規定する職員が、住所又は居所を離れて和歌山県の区域に滞在することを要する場合には、武力攻撃災害等派遣手当を支給する。

2 武力攻撃災害等派遣手当は、日額により支給するものとし、その額は、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、6,620円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。

3 前2項に規定するもののほか、武力攻撃災害等派遣手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則第13項中「平成17年3月31日」を「平成18年3月31日」に改める。

第2条 教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「100分の7」を「100分の5」に改める。

第16条第5項中「100分の6」を「100分の4」に、「100分の9」を「100分の6」に、「100分の12」を「100分の8」に改める。

第16条の2中「100分の7」を「100分の5」に、「100分の6」を「100分の4」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定（第13条第2項の改正規定及び第20条の3の次に1条を加える改正規定に限る。）

公布の日

(2) 第2条の規定 平成18年4月1日

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 25 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第9号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成17年3月31日」を「平成18年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 25 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第10号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成17年3月31日」を「平成18年3月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 3 特定業務等従事任期付職員の給料月額、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間においては、第8条及び第9条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該額に100分の1（職員の給与条例第19条の3第1項の規定により管理職手当を支給することとされる特定業務等従事任期付職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び給料の調整額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第11号

非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例（昭和28年和歌山県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第12号

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改め、「公営企業の管理者」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第1号の改正規定（「公営企業の管理者」を削る部分に限る。）は、平成17年4月1日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 25 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 13 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年和歌山県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 2 項中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同条第 3 項中「（以下この項において「要介護者」という。）」、「（ただし、人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」、「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」及び「（ただし、人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同条を第 8 条の 3 とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第 8 条の 2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第 2 項において同じ。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第 3 項において同じ。）をさせるものとする。

- 2 前項の規定は、第 15 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第 2 項において同じ。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。
- 3 前 2 項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 25 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第14号

和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例

和歌山県職員定数条例（平成9年和歌山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改め、「並びに企業局」を削る。

第2条第1項第1号ア中「4,244人」を「4,224人」に改め、同項第5号中「238人」を「233人」に改め、同項第11号を削る。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定（「並びに企業局」を削る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

和歌山県振興局設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第15号

和歌山県振興局設置条例の一部を改正する条例

和歌山県振興局設置条例（平成9年和歌山県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表那賀振興局の項所管区域の欄中「那賀郡」を「紀の川市 那賀郡」に改める。

第6条を削る。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、同年11月7日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第16号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年和歌山県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第3条第13号中「火薬類・高圧ガス取締手当」を「火薬類等災害調査手当」に改める。

第18条を次のように改める。

（火薬類等災害調査手当）

第18条 火薬類等災害調査手当は、総務部危機管理局消防保安課又は振興局県民行政部に勤務する職員が火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に規定する火薬類の製造施設等の災害調査、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に規定する高圧ガスの製造施設等の災害調査、消防法（昭和23年法律第186号）に規定する危険物の災害調査又は石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に規定する石油コンビナート等特別防災区域における災害調査に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1日につき750円とする。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第17号

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次に掲げる団体」を「法第2条第1項各号に掲げる団体のうち、次に掲げるもの」に改め、同項第1号中「法第2条第1項第1号に規定する法人のうち、県」を「県」に、「出資しているもの」を「出資している団体」に、「有するもの」を「有する団体」に改め、同項第2号及び第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新宮市及び熊野川町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第18号

新宮市及び熊野川町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例

(保健所設置条例の一部改正)

第1条 保健所設置条例(昭和28年和歌山県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条の表新宮保健所の項中「、熊野川町」を削る。

(警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

第2条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和32年和歌山県条例第5号)の一部を次のように改正する。

本則の表和歌山県新宮警察署の項中「熊野川町 北山村」を「北山村」に改める。

(和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第3条 和歌山県の事務処理の特例に関する条例(平成11年和歌山県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条の表29の項中「熊野川町」を削る。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

野上町及び美里町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 25 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 19 号

野上町及び美里町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例

（和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部改正）

第 1 条 和歌山県立中学校及び高等学校設置条例（昭和31年和歌山県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表和歌山県立大成高等学校の項中「野上町大字動木1515」を「紀美野町動木1515」に改める。

（和歌山県営住宅条例の一部改正）

第 2 条 和歌山県営住宅条例（平成 9 年和歌山県条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表海草郡の項中「野上町小畑」を「紀美野町小畑」に改める。

附 則

この条例は、平成18年 1 月 1 日から施行する。

打田町、粉河町、那賀町、桃山町及び貴志川町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 25 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 20 号

打田町、粉河町、那賀町、桃山町及び貴志川町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例

（和歌山県立高等看護学院設置及び管理条例の一部改正）

第 1 条 和歌山県立高等看護学院設置及び管理条例（昭和27年和歌山県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「那賀郡那賀町」を「紀の川市」に改める。

（病虫害防除所の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正）

第 2 条 病虫害防除所の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和27年和歌山県条例第19号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「那賀郡貴志川町」を「紀の川市」に改める。

（病虫害防除員の設置区域に関する条例の一部改正）

第 3 条 病虫害防除員の設置区域に関する条例（昭和27年和歌山県条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表中「那賀郡」を「紀の川市及び那賀郡」に改める。

（保健所設置条例の一部改正）

第 4 条 保健所設置条例（昭和28年和歌山県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表岩出保健所の項中

「 那賀郡

」を「 紀
那

の川市

賀郡

」に改める。

(警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

第 5 条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和32年和歌山県条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

本則の表和歌山県岩出警察署の項中

「 那賀郡

」を「 紀の
那賀

川市

郡

」に改める。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第 6 条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和34年和歌山県条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

別表中「新宮市」を「新宮市 紀の川市」に改める。

(和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例の一部改正)

第 7 条 和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例(昭和54年和歌山県条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「那賀郡岩出町及び打田町」を「紀の川市及び那賀郡岩出町」に改め、同条第 2 項の表昭和の森の項中「那賀郡打田町」を「紀の川市」に改める。

(和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第 8 条 和歌山県の事務処理の特例に関する条例(平成11年和歌山県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表 1 の項中「岩出町 打田町 粉河町 那賀町」を「紀の川市 岩出町」に改め、同表29の項中「粉河町 貴志川町」を「紀の川市」に改め、同表40の項中「貴志川町」を「紀の川市」に改める。

附 則

この条例は、平成17年11月 7 日から施行する。

和歌山県国土利用計画審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 1 7 年 3 月 2 5 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 2 1 号

和歌山県国土利用計画審議会条例の一部を改正する条例

和歌山県国土利用計画審議会条例(昭和49年和歌山県条例第53号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「国土の利用及び土地利用に関し学識経験」を「優れた識見」に、「30人」を「20人」

に改める。

第 5 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、委員の全員が新たに任命された後最初に開催される審議会は、知事が招集する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県世界遺産条例をここに公布する。

平 成 1 7 年 3 月 2 5 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 22 号

和歌山県世界遺産条例

日本列島本州の最南端に位置する和歌山県は、すでに「記紀」の時代に「木の国」と表されているように、その大部分が深い森林に覆われた紀伊山地と呼ばれる山岳地帯で、しかも黒潮の寄る海洋に接しており、変化に富んだ気候、多種多様な動植物など、豊かで素晴らしい自然に恵まれています。

また、奈良や京都の南に位置し、1,200年以上にわたり都とも密接な関係を有してきた地域でした。

このような自然環境と、歴史的地理的な条件を背景に、この地域では神道、仏教、修験道などの多様な信仰が育まれ、日本人の精神文化に大きな影響を及ぼしてきました。

そして、神道と神仏習合の霊場「熊野三山」、真言密教の霊場「高野山」、そこに至る「熊野参詣道」や「高野山町石道」といった参詣道は、信仰を育んだ神秘的な自然と人々の営みが一体となった文化的景観とともに、世界に比類のない文化遺産であるという評価を受け、「紀伊山地の霊場と参詣道」としてユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の世界遺産に登録されています。

私たちは、「紀伊山地の霊場と参詣道」の周辺環境も含めた資産を人類のかけがえのない宝として保存し、その価値を損なうことなく適切に活用するとともに、その意義を全国に、さらには世界へ向けて発信することが、広く有形及び無形の文化や自然環境の重要性等を訴えていくことになるということを、深く認識する必要があります。

このような認識のもとに、私たちは、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の精神に基づき、人類共有の財産「紀伊山地の霊場と参詣道」を将来の世代へ確実に引き継いでいくことを決意して、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、世界遺産の保存及び適切な活用について、基本理念を定め、並びに県及び県民等が担う役割を明らかにするとともに、県の基本的施策に関して必要な事項を定めることによって、世界遺産の価値を将来の世代へ確実に引き継ぎ、もって世界の人々の心の豊かさの向上に寄与することを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例で、「世界遺産」とは、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第 11 条に規定する世界遺産一覧表に記載されている紀伊山地の霊場と参詣道のうち、県内に所在するものをいいます。

2 この条例で、「県民等」とは、県民、事業者及び県内への来訪者をいいます。

3 この条例で、「民間団体等」とは、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体をいいます。

（基本理念）

第 3 条 世界遺産は、人類のかけがえのない多様な価値を有する財産として守られ、適切に活用されつつ、将来の世代に良好な状態で引き継がれていかなければなりません。

（和歌山県世界遺産の日及び和歌山県世界遺産週間）

第 4 条 県は、県民等が世界遺産についての理解と関心を深めるため、和歌山県世界遺産の日及び和歌山県世界遺産週間を設けます。

2 和歌山県世界遺産の日は、7 月 7 日とします。

3 和歌山県世界遺産週間は、7 月 1 日から 7 月 7 日までとします。

（県の役割）

第 5 条 県は、第 3 条に規定する理念（以下「基本理念」といいます。）を十分に踏まえ、世界遺産を保存し、及び適切に活用するための基本的な計画を定めます。

2 県は、世界遺産の所在する地域の状況を十分に把握しながら、前項の計画に基づき適切な施策を積極的に実施します。

3 前項の施策を実施する場合において、県は、国、他の地方公共団体その他関係機関と密接な連携及び調整を図ります。

（県民等の役割）

第 6 条 県民及び事業者は、基本理念を十分に踏まえ、それぞれ自らの世界遺産という思いを持ちながら、世界遺産を率先して保存し、及び適切に活用するように努めるものとします。

2 県民等は、世界遺産を訪れる場合は、ルールを守るとともに、世界遺産の魅力と価値を多くの人々に伝えるように努めるものとします。

（県民等の意見の反映）

第 7 条 県は、世界遺産の保存及び適切な活用について、基本的な計画を定め、及び施策を実施する場合において、県民等及び市町村の意見が適切に反映されるように努めます。

（自発的な活動の推進）

第 8 条 県は、民間団体等が基本理念を十分に踏まえて自発的に行う活動に対して、必要な施策を実施します。

（県の基本的施策）

第 9 条 県は、基本理念を十分に踏まえ、県民等の理解のもとに、世界遺産に係る保存、調査研究、整備、活用その他の活動について、適切に必要な施策を実施します。

2 県は、世界遺産についての理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行います。

（推進体制）

第 10 条 県は、世界遺産の保存及び適切な活用に係る施策を推進するため、必要な体制の整備を図り、次の業務を行うものとします。

(1) 世界遺産の保存管理計画等に関すること。

- (2) 来訪者の受入れ態勢に関すること。
- (3) 世界遺産の保存及び適切な活用に係る施策を実施するに当たっての民間団体等との調整に関すること。
- (4) 三重県及び奈良県との連携に関すること。
- (5) 世界遺産の所在する地域とその他の地域との連携に関すること。
- (6) 世界遺産に係る情報発信、学術研究並びに民間団体等の活動及び交流に関すること。
- (7) 県民等からの意見の広聴に関すること。
- (8) その他世界遺産の保存及び適切な活用に関して必要なこと。

附 則

この条例は、平成17年7月1日から施行します。

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 25 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 23 号

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年和歌山県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「及び地方公営企業法」を「、地方公営企業法」に改め、「企業管理規程」の次に「及び議会の規程」を加え、同条第3号中「、公営企業管理者」を削る。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

水質汚濁防止法第3条の規定に基づく排水基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 25 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 24 号

水質汚濁防止法第3条の規定に基づく排水基準等を定める条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法第3条の規定に基づく排水基準等を定める条例（昭和47年和歌山県条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1中鉛及びその化合物の欄及び砒素及びその化合物の欄を削り、同表備考2中「第3条」を「第2条」に改める。

別表第2の（その1）の表備考3中「（昭和46年総理府令第35号）第3条」を「第2条」に改め、別表第2の（その2）の表暫定排水基準の項及び同表備考2を削り、同表備考3中「（昭和46年総理府令第35号）第3条」を「第2条」に改め、同表備考3を同表備考2とする。

別表第 3 備考 2、別表第 4 備考 2 及び別表第 5 備考 2 中「（昭和 46 年総理府令第 35 号）第 3 条」を「第 2 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県動物愛護センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 1 7 年 3 月 2 5 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 2 5 号

和歌山県動物愛護センター設置条例の一部を改正する条例

和歌山県動物愛護センター設置条例（平成 12 年和歌山県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「動物の保護及び管理に関する法律」を「動物の愛護及び管理に関する法律」に、「和歌山県動物の保護及び管理に関する条例」を「和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例」に改める。

第 2 条第 1 項中「野上町」を「紀美野町」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

和歌山県子ども・障害者相談センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 1 7 年 3 月 2 5 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 2 6 号

和歌山県子ども・障害者相談センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県子ども・障害者相談センター設置及び管理条例（平成 7 年和歌山県条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項中「御坊市」を「御坊市、紀の川市」に改める。

第 3 条中第 8 号を第 9 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 児童及びその保護者の精神保健上の診療に関すること。

附 則

この条例は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条第 2 項の改正規定は、同年 11 月 7 日から施行する。

結核診査協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 1 7 年 3 月 2 5 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 2 7 号

結核診査協議会条例の一部を改正する条例

結核診査協議会条例（昭和26年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

和歌山県結核の診査に関する協議会条例

第1条中「昭和26年法律第96号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「結核診査協議会」を「結核の診査に関する協議会」に、「結核予防法及び結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）」を「法」に改める。

第2条から第4条までを次のように改める。

（協議会）

第2条 法第48条第1項の規定により置かれる協議会の名称は、次のとおりとする。

保 健 所	協 議 会 の 名 称
新宮保健所	新宮保健所結核の診査に関する協議会

2 法第48条第2項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる保健所の区分ごとに同表の右欄に掲げる協議会を置く。

保 健 所	協 議 会 の 名 称
岩出保健所及び高野口保健所	岩出・高野口保健所結核の診査に関する協議会
海南保健所及び湯浅保健所	海南・湯浅保健所結核の診査に関する協議会
御坊保健所及び田辺保健所	御坊・田辺保健所結核の診査に関する協議会

（組織）

第3条 協議会は、委員5人で組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第4条 協議会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第 5 条中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項を第 3 項とし、同項の前に次の 2 項を加える。

協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員の全員が新たに任命された後最初に開催される会議は、知事が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

附 則

この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県葉事審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 1 7 年 3 月 2 5 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 2 8 号

和歌山県葉事審議会条例の一部を改正する条例

和歌山県葉事審議会条例（昭和37年和歌山県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 4 条」を「第 3 条」に改める。

附 則

この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 1 7 年 3 月 2 5 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 2 9 号

和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例（昭和59年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（業務）

第 3 条 会館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) ホール、会議室その他の施設の利用に関すること。
- (2) その他会館の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条第 1 項中「勤労福祉協会」の次に「（以下「管理受託者」という。）」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（利用料金）

第 5 条 管理受託者は、会館を利用する者から会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を自己の収入として収受するものとする。

2 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、管理受託者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。

3 管理受託者が既に収受した利用料金は、還付することができない。ただし、管理受託者は、知事が別

に定める基準に従い、利用料金の一部又は全部を還付することができる。

- 4 管理受託者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けた基準に従い、利用料金を減免することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第 5 条関係)

1 会議室等

種 別		利 用 区 分 及 び 利 用 料 金					
		午前 9 時 から 正午 まで	午後 1 時 から 午後 5 時 まで	午後 6 時 から 午後 9 時 まで	午前 9 時 から 午後 5 時 まで	午後 1 時 から 午後 9 時 まで	午前 9 時 から 午後 9 時 まで
多 目 的 室	労働関係者	5,610円	7,460円	6,510円	11,550円	12,520円	15,430円
	一 般	6,970円	9,260円	8,080円	14,590円	15,540円	19,420円
展 示 室	労働関係者	2,800円	3,730円	3,250円	5,770円	6,260円	7,770円
	一 般	3,530円	4,690円	4,090円	7,240円	7,870円	9,660円
第 1 会議室	労働関係者	2,800円	3,730円	3,250円	5,770円	6,260円	7,770円
	一 般	3,530円	4,690円	4,090円	7,240円	7,870円	9,660円
第 2 会議室	労働関係者	1,900円	2,520円	2,200円	3,880円	4,230円	5,250円
	一 般	2,350円	3,130円	2,730円	5,040円	5,260円	6,720円
第 3 会議室	労働関係者	1,900円	2,520円	2,200円	3,880円	4,230円	5,250円
	一 般	2,350円	3,130円	2,730円	5,040円	5,260円	6,720円
特別会議室 (A)	労働関係者	3,980円	5,300円	4,620円	8,290円	8,890円	11,130円
	一 般	5,070円	6,740円	5,880円	10,600円	11,310円	14,170円
特別会議室 (B)	労働関係者	2,620円	3,490円	3,040円	5,460円	5,850円	7,140円
	一 般	3,160円	4,210円	3,670円	6,720円	7,070円	8,920円
和 室	労働関係者	1,990円	2,650円	2,310円	4,200円	4,450円	5,560円
	一 般	2,620円	3,490円	3,040円	5,460円	5,850円	7,240円
ホ ー ル	A	労働関係者	9,960円	13,240円	11,550円	20,790円	22,220円
		一 般	13,940円	18,540円	16,170円	29,080円	31,110円
	B	労働関係者	9,960円	13,240円	11,550円	20,790円	22,220円
		一 般	13,940円	18,540円	16,170円	29,080円	31,110円
	A・B 合 室	労働関係者	15,930円	21,190円	18,480円	32,340円	35,560円
		一 般	22,900円	30,450円	26,560円	47,770円	51,100円
特 別 室	労働関係者	2,980円	3,970円	3,460円	6,190円	6,660円	8,290円
	一 般	3,800円	5,060円	4,410円	7,980円	8,490円	10,600円

備考

- 1 「労働関係者」とは、労働組合及びこれに準ずるものをいい、「一般」とは、その他のものをいう。

2 この表に定める利用時間を超えて施設を利用する場合は、当該利用料金の 1 時間あたりに相当する額を、その超える利用時間 1 時間あたりの利用料金の額とする。この場合において、その超える利用時間が 1 時間に満たないとき又はその超える利用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、1 時間として計算する。

3 展示室を利用する場合において、営利又は営業の宣伝を目的とする催物に利用するときの利用料金の額は、この表に定める利用料金の額に 100 分の 200 を乗じて得た額とする。

2 駐車場

種 別	利用区分及び利用料金
一 般 駐 車	50 分につき 100 円

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則の次に別表を加える改正規定（同表第 2 項に係る部分に限る。）については、同年 7 月 1 日から施行する。

和歌山県卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 1 7 年 3 月 2 5 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 30 号

和歌山県卸売市場条例の一部を改正する条例

和歌山県卸売市場条例（昭和 47 年和歌山県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 4 号中「方法」の次に「（委託手数料に関する事項にあっては、規則で定めるもの）」を加え、同項中第 8 号を第 9 号とし、第 5 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法

第 8 条第 2 項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第 13 条を次のように改める。

第 13 条 削除

第 17 条第 2 項及び第 17 条の 2 第 2 項中「第 6 号」を「第 7 号」に改める。

第 18 条中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条の改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 55 条の許可を受けて開設されている地方卸売市場（以下「既設地方卸売市場」という。）を開設している者は、改正後の和歌山県卸売市場条例（以下「新条例」という。）第 4 条第 1 項の規定により必要となる業務規程の変更に付き、この条例

の施行の日から起算して 6 月を経過する日までに、新条例第 17 条第 1 項の規定による承認の申請をしなければならない。

- 3 既設地方卸売市場の業務規程が新条例第 4 条第 1 項の規定に抵触する場合においては、当該業務規程の抵触する部分については、この条例の施行の日から起算して 7 月を経過する日（その日までに前項の申請に係る業務規程の変更の承認の処分があった既設地方卸売市場にあつては当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生する日、その日までに同項の申請に係る業務規程の変更の承認又は変更の承認の拒否の処分がなかった既設地方卸売市場にあつては当該変更の承認又は変更の承認の拒否の処分があった日（当該変更の承認の処分があった日後に当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生するものにあつては、その効力が発生する日））までは、新条例第 4 条第 1 項の規定は、適用しない。

家畜保健衛生所の設置、名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 25 日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第 31 号

家畜保健衛生所の設置、名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

家畜保健衛生所の設置、名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和 25 年和歌山県条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表紀北家畜保健衛生所の項中「橋本市」を「橋本市 有田市」に、「海草郡」を「紀の川市 海草郡」に、「伊都郡」を「伊都郡 有田郡」に改め、同表紀中家畜保健衛生所の項を削り、同表紀南家畜保健衛生所の項中「田辺市」を「御坊市 田辺市」に、「新宮市」を「新宮市 日高郡」に改める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の表紀北家畜保健衛生所の項の改正規定（「海草郡」を「紀の川市 海草郡」に改める部分に限る。）は、同年 11 月 7 日から施行する。

改良普及員資格試験条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 25 日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第 32 号

改良普及員資格試験条例を廃止する条例

改良普及員資格試験条例（昭和 38 年和歌山県条例第 38 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

林業改良指導員資格試験条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 25 日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第 33 号

林業改良指導員資格試験条例を廃止する条例

林業改良指導員資格試験条例（昭和32年和歌山県条例第50号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

緑の雇用担い手住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 25 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 34 号

緑の雇用担い手住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例

第1条 緑の雇用担い手住宅の設置及び管理条例（平成15年和歌山県条例第82号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第3条関係）

名 称	位 置	町 村
美里緑の雇用担い手住宅	海草郡美里町毛原宮	美里町
花園緑の雇用担い手住宅	伊都郡花園村大字梁瀬	花園村
清水緑の雇用担い手住宅	有田郡清水町大字境川	清水町
中津緑の雇用担い手住宅	日高郡中津村大字三佐	中津村
美山緑の雇用担い手住宅	日高郡美山村大字初湯川	美山村
龍神第1緑の雇用担い手住宅	日高郡龍神村大字柳瀬	龍神村
龍神第2緑の雇用担い手住宅	日高郡龍神村大字柳瀬	龍神村
中辺路第1緑の雇用担い手住宅	西牟婁郡中辺路町大字小皆	中辺路町
中辺路第2緑の雇用担い手住宅	西牟婁郡中辺路町大字栗栖川	中辺路町

中辺路第 3 緑の雇用担い手住宅	西牟婁郡中辺路町大字高原	中辺路町
中辺路第 4 緑の雇用担い手住宅	西牟婁郡中辺路町大字近露	中辺路町
大塔緑の雇用担い手住宅	西牟婁郡大塔村大字下川上	大塔村
日置川緑の雇用担い手住宅	西牟婁郡日置川町大字田野井	日置川町
日置川第 2 緑の雇用担い手住宅	西牟婁郡日置川町大字日置	日置川町
那智勝浦緑の雇用担い手住宅	東牟婁郡那智勝浦町大字田垣内	那智勝浦町
那智勝浦第 2 緑の雇用担い手住宅	東牟婁郡那智勝浦町大字南平野	那智勝浦町
古座緑の雇用担い手住宅	東牟婁郡串本町津荷	串本町
古座川緑の雇用担い手住宅	東牟婁郡古座川町洞尾	古座川町
熊野川緑の雇用担い手住宅	東牟婁郡熊野川町九重	熊野川町
熊野川第 2 緑の雇用担い手住宅	東牟婁郡熊野川町日足	熊野川町
本宮第 1 緑の雇用担い手住宅	東牟婁郡本宮町本宮	本宮町
本宮第 2 緑の雇用担い手住宅	東牟婁郡本宮町本宮	本宮町
本宮第 3 緑の雇用担い手住宅	東牟婁郡本宮町下湯川	本宮町
北山緑の雇用担い手住宅	東牟婁郡北山村大字下尾井	北山村

第 2 条 緑の雇用担い手住宅の設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

第 3 条中「町村」を「市町村」に改める。

別表名称の項中「町 村」を「市 町 村」に改め、同表美里緑の雇用担い手住宅の項中「美里町」を「紀美野町」に改め、同表中津緑の雇用担い手住宅の項中「中津村」を「日高川町」に改め、同表美山緑の雇用担い手住宅の項中「美山村」を「日高川町」に改め、同表龍神第 1 緑の雇用担い手住宅の項町村の欄及び龍神第 2 緑の雇用担い手住宅の項町村の欄中「龍神村」を「田辺市」に改め、同表中辺路

第1緑の雇用担い手住宅の項町村の欄、中辺路第2緑の雇用担い手住宅の項町村の欄、中辺路第3緑の雇用担い手住宅の項町村の欄及び中辺路第4緑の雇用担い手住宅の項町村の欄中「中辺路町」を「田辺市」に改め、同表大塔緑の雇用担い手住宅の項町村の欄中「大塔村」を「田辺市」に改め、同表熊野川緑の雇用担い手住宅の項町村の欄及び熊野川第2緑の雇用担い手住宅の項町村の欄中「熊野川町」を「新宮市」に改め、同表本宮第1緑の雇用担い手住宅の項町村の欄、本宮第2緑の雇用担い手住宅の項町村の欄及び本宮第3緑の雇用担い手住宅の項町村の欄中「本宮町」を「田辺市」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の規定（次号及び第3号に掲げるものを除く。） 平成17年5月1日
- (2) 第2条中別表熊野川緑の雇用担い手住宅の項及び熊野川第2緑の雇用担い手住宅の項の改正規定
平成17年10月1日
- (3) 第2条中別表美里緑の雇用担い手住宅の項の改正規定 平成18年1月1日

和歌山県が管理する国土交通大臣の所管に属する国有財産の使用料の徴収に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第35号

和歌山県が管理する国土交通大臣の所管に属する国有財産の使用料の徴収に関する条例を廃止する条例

和歌山県が管理する国土交通大臣の所管に属する国有財産の使用料の徴収に関する条例（平成12年和歌山県条例第62号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

道路法第47条の2の規定による手数料の額を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第36号

道路法第47条の2の規定による手数料の額を定める条例の一部を改正する条例

道路法第47条の2の規定による手数料の額を定める条例（昭和47年和歌山県条例第13号）の一部を次のように改正する。

本則中「1件につき1,500円」を「当該受けようとする許可に係る1通行経路ごとに200円」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 25 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 37 号

和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例

和歌山県都市公園条例（昭和34年和歌山県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「紀三井寺緑地」の次に「、河西緩衝緑地東松江緑地」を加える。

別表に次のように加える。

大新公園	地下駐車場
------	-------

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

和歌山県営港湾施設管理特別会計財産減価償却基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 25 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 38 号

和歌山県営港湾施設管理特別会計財産減価償却基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県営港湾施設管理特別会計財産減価償却基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和39年和歌山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中	「	県営和歌山下津港港湾施設のうち上屋	を	「	県営和歌山下津港港湾施設のうち上
	県営宇久井港港湾施設のうち荷役機械				

屋

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県漁港海岸休憩施設設置及び管理条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 25 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 39 号

和歌山県漁港海岸休憩施設設置及び管理条例

（設置）

第 1 条 漁港区域に係る海岸を利用する県民に憩いの場を提供し、もって県民の健康及び福祉の増進に資するため、和歌山県漁港海岸休憩施設（以下「休憩施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 休憩施設の名称は、和歌山県田辺漁港海岸扇ヶ浜ビーチハウスとする。

2 休憩施設は、田辺市に置く。

（施設の管理）

第 3 条 休憩施設の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 休憩施設の維持管理に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、休憩施設の運営に関し知事のみ権限に属する事務を除く業務

（指定管理者の指定の期間）

第 5 条 指定管理者が指定を受けて休憩施設の管理を行う期間は、指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過する日までの間とする。ただし、再指定を妨げない。

（指定管理者の指定の申請）

第 6 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

（指定管理者の指定）

第 7 条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、休憩施設の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

（業務報告の聴取等）

第 8 条 知事は、休憩施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

る。

(利用の制限等)

第 9 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (2) 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、休憩施設の管理上特に必要があると認められるとき。

(秘密保持義務)

第 10 条 指定管理者は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止のために、必要な措置を講じなければならない。

2 第 4 条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、休憩施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第 3 条から第 7 条まで及び第 11 条の規定は、公布の日から施行する。

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例をここに公布する。

平 成 1 7 年 3 月 2 5 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 4 0 号

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

(長期継続契約を締結することができる契約)

第 1 条 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 17 に規定する条例で定める契約は、次に掲げる契約のうち規則で定めるものとする。

- (1) 複数年にわたり契約を締結する商慣習がある物品の借入れに関する契約
- (2) 年間を通じて役務の提供を受ける必要がある契約

(委任)

第 2 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 1 7 年 3 月 2 5 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 4 1 号

和歌山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年和歌山県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第1条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を削る。

第2条第2項第1号を削り、同項第2号の表有田川工業用水道の部有田川第1工業用水道の項中「海草郡下津町」を「海南市」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号を削る。

第3条中「和歌山県駐車場事業に平成6年4月1日から」を削る。

第4条中「第1条に掲げる事業を通じて管理者を1人置く」を「和歌山県公営企業に管理者を置かないものとする」に改める。

第5条中「管理者の権限に属する」を「和歌山県公営企業の」に、「企業局」を「商工労働部」に改める。

第9条の見出し中「提出」を「作成」に改め、同条第1項中「管理者」を「知事」に、「知事に提出」を「作成」に改め、同条第2項及び第3項中「提出」を「作成」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（和歌山県部設置に関する条例の一部改正）

- 2 和歌山県部設置に関する条例（昭和30年和歌山県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号に次のように加える。

エ 公営企業に関する事項

（和歌山県営工業用水道事業条例の一部改正）

- 3 和歌山県営工業用水道事業条例（昭和34年和歌山県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表有田川工業用水道の項中「有田市及び海草郡下津町」を「海南市及び有田市」に改める。

第4条から第6条まで、第6条の3から第10条まで及び第12条から第14条までの規定中「管理者」を「知事」に改める。

（公営企業の管理者の給与等に関する条例の廃止）

- 4 公営企業の管理者の給与等に関する条例（平成3年和歌山県条例第21号）は、廃止する。

（和歌山県行政手続条例の一部改正）

- 5 和歌山県行政手続条例（平成7年和歌山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「規程」の次に「及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程」を加え、同項第6号中「和歌山県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年和歌山県条例第57号）第4条第1項に規定する公営企業の管理者」を削る。

（和歌山県営駐車場駐車料金徴収条例の廃止）

- 6 和歌山県営駐車場駐車料金徴収条例（平成8年和歌山県条例第30号）は、廃止する。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 25 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 4 2 号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年和歌山県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、初任給調整手当」及び「、特地勤務手当」を削り、「災害派遣手当」の次に「、武力攻撃災害等派遣手当」を加える。

第4条及び第4条の2中「管理者」を「知事」に改める。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第6条の3第3号及び第7条の2中「管理者」を「知事」に改める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第10条第2項中「管理者」を「知事」に改める。

第15条の4を第15条の5とし、第15条の3中「第5条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条を第15条の4とし、第15条の2の次に次の1条を加える。

（武力攻撃災害等派遣手当）

第15条の3 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条に規定する職員が、住所又は居所を離れて和歌山県の区域に滞在することを要する場合には、武力攻撃災害等派遣手当を支給する。

第18条第2項中「又は介護休暇」を「、介護休暇」に、「管理者」を「知事」に改め、「休暇をいう。）」の次に「、修学部分休業（当該職員が知事の指定する教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）又は高齢者部分休業（当該職員が当該職員に係る定年退職日から5年を超えない範囲内において1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）」を加える。

第19条中「管理者」を「知事」に改める。

第22条の見出し中「再任用職員」を「再任用職員等」に改め、同条中「第5条、第6条」を「第6条」に改め、「、第9条」を削り、「又は」を「若しくは」に改め、「第28条の5第1項」の次に「又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条」を加える。

第23条中「、第5条」を削る。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定（「災害派遣手当」の次に「、武力攻撃災害等派遣手当」を加える部分に限る。）、第15条の4を第15条の5とする改正規定、第15条の3の改正規定及び同条を第15条の4とし、第15条の2の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 25 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 43 号

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和 28 年和歌山県条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項中第 19 号を第 20 号とし、第 18 号の次に次の 1 号を加える。

(四) 武力攻撃災害等派遣手当

第 17 条の 3 第 2 項中「再任用短時間勤務職員」の次に「、修学部分休業職員（地方公務員法第 26 条の 2 第 1 項の規定による承認を受けた職員をいう。）及び高齢者部分休業職員（地方公務員法第 26 条の 3 第 1 項の規定による承認を受けた職員をいう。）」を加える。

「1 級 100 分の 8

2 級 100 分の 12 「1 級 100 分の 6

第 18 条第 5 項中 3 級 100 分の 16 を 2 級 100 分の 9 に改め、同条第 6 項中「100 分の 4」

4 級 100 分の 20 3 級 100 分の 12」

5 級 100 分の 25」

を「100 分の 2」に改める。

第 18 条の 2 中「教頭」の次に「（主として夜間における校務を整理する者に限る。）」を加え、「本務として定時制課程の」を「定時制課程の教育を本務として夜間における」に、「100 分の 10」を「100 分の 7」に、「100 分の 8」を「100 分の 6」に改める。

第 20 条第 2 項中「前項の」を削る。

第 21 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（武力攻撃災害等派遣手当）

第 21 条の 4 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）

第 154 条に規定する職員が、住所又は居所を離れて和歌山県の区域に滞在することを要する場合には、武力攻撃災害等派遣手当を支給する。

2 武力攻撃災害等派遣手当は、日額により支給するものとし、その額は、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、6,620 円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める。

3 前 2 項に規定するもののほか、武力攻撃災害等派遣手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則第 12 項中「平成 17 年 3 月 31 日」を「平成 18 年 3 月 31 日」に改める。

第 2 条 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 18 条第 5 項中「100 分の 6」を「100 分の 4」に、「100 分の 9」を「100 分の 6」に、「100 分の 12」を「100 分の 8」に改める。

第18条の2中「100分の7」を「100分の5」に、「100分の6」を「100分の4」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定（第15条第2項及び第20条第2項の改正規定並びに第21条の3の次に1条を加える改正規定に限る。） 公布の日
- (2) 第2条の規定 平成18年4月1日

和歌山県特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 1 7 年 3 月 2 5 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第44号

和歌山県特別会計条例の一部を改正する条例

和歌山県特別会計条例（昭和39年和歌山県条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表和歌山県公債管理特別会計の項中「和歌山県沿岸漁業改善資金特別会計」の次に「、和歌山県修学奨励金特別会計」を加え、同表に次のように加える。

和歌山県 修学奨励 金特別会 計	修学奨励金の貸与に関する 経理の適正を図ることを目的 とする。	一般会計からの繰入金、国 からの交付金、貸付金の償還 金及び附属雑収入をもって歳 入とし、貸付金、国への償還 金、貸与に関する事務費その 他の諸支出をもって歳出とす る。
---------------------------	---------------------------------------	---

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

和歌山県文化財保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 1 7 年 3 月 2 5 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第45号

和歌山県文化財保護条例の一部を改正する条例

和歌山県文化財保護条例（昭和31年和歌山県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第98条第2項」を「第182条第2項」に改める。

第2条第3号中「及びこれ」を「、民俗技術及びこれら」に改める。

第 3 条の 2 第 1 項中「第 83 条の 7 第 1 項」を「第 147 条第 1 項」に改める。

第 3 条の 3 中「第 83 条の 3 第 1 項又は第 2 項」を「第 143 条第 1 項又は第 2 項」に、「第 83 条の 4 第 1 項」を「第 144 条第 1 項」に改める。

第 4 条第 1 項第 4 号中「第 56 条の 3、第 56 条の 10 及び第 69 条」を「第 71 条、第 78 条及び第 109 条」に改め、同条第 5 項中「第 83 条の 7 第 1 項」を「第 147 条第 1 項」に改め、同条第 7 項中「第 83 条の 4 第 1 項」を「第 144 条第 1 項」に改める。

第 16 条中「第 99 条第 1 項第 6 号」を「第 184 条第 1 項第 6 号」に改める。

第 18 条中「第 63 条の 2 第 1 項」を「第 105 条第 1 項」に、「第 64 条の 2 第 1 項」を「第 107 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県文化財保護審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 1 7 年 3 月 2 5 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 4 6 号

和歌山県文化財保護審議会条例の一部を改正する条例

和歌山県文化財保護審議会条例（昭和 50 年和歌山県条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 105 条第 1 項」を「第 190 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 1 7 年 3 月 2 5 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 4 7 号

和歌山県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成 12 年和歌山県条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表 2 の項(3)中「第 103 条第 1 項」を「第 188 条第 1 項」に改め、同項(4)中「第 103 条第 3 項」を「第 188 条第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 1 7 年 3 月 2 5 日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第48号

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

和歌山県立学校等職員定数条例（昭和31年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「6人」を「10人」に改め、同条第2号中「2,584人」を「2,527人」に改め、同条第3号中「957人」を「958人」に改める。

第3条を次のように改める。

第3条 県立の学校以外の教育機関の職員の定数は、95人とする。

第4条第1号中「4,526人」を「4,465人」に、「2,661人」を「2,621人」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第49号

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(Ⅶ) 武力攻撃災害等派遣手当

第13条第2項中「再任用短時間勤務警察官」の次に「、修学部分休業警察官（地方公務員法第26条の2第1項の規定による承認を受けた警察官をいう。）及び高齢者部分休業警察官（地方公務員法第26条の3第1項の規定による承認を受けた警察官をいう。）」を加える。

第20条第2項中「前項の」を削る。

第22条の2の次に次の1条を加える。

(武力攻撃災害等派遣手当)

第22条の3 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条に規定する職員である警察官が、住所又は居所を離れて和歌山県の区域に滞在することを要する場合には、武力攻撃災害等派遣手当を支給する。

2 武力攻撃災害等派遣手当は、日額により支給するものとし、その額は、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、6,620円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。

3 前2項に規定するもののほか、武力攻撃災害等派遣手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則第11項中「平成17年3月31日」を「平成18年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第11条第2項及び第20条第2項の改正規定並び

に第22条の2の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 25 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第50号

和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

和歌山県地方警察職員定員条例（昭和32年和歌山県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「187人」を「188人」に、「1,184人」を「1,196人」に、「621人」を「628人」に、「2,084人」を「2,104人」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 25 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第51号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成13年和歌山県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第5号中「保安検査、立入検査、自主検査等の立会い若しくは取締り又は」を削り、同条第2項第5号中「300円」を「750円」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 25 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第52号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第2号ア中「520,800円」を「535,800円」に改め、同号エからカまでの規定中「14,400円」を「14,800円」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 医科大学大学院

ア 学生	1人につき年額	535,800円
イ 聴講生	1単位につき	14,800円
ウ 特別履修学生	1単位につき	14,800円

エ 特別研究学生

1 人につき年額

29,700円

別表第1第1項第4号ア中「379,200円」を「390,000円」に改め、同号イ中「14,400円」を「14,800円」に改め、同号ウ中「346,800円」を「356,600円」に改め、同号エ及びオ中「14,400円」を「14,800円」に改める。

別表第1第7項から第9項までを次のように改める。

7から9まで 削除

別表第1第10項中「次項」を「第11項及び第11項の2」に改め、同項中「別表第1老人医科診療報酬点数表」の次に「（第11項の2において「老人診療点数表」という。）」を加える。

別表第1第11項の2を次のように改める。

11の2 和歌山県子ども・障害者相談センター使用料

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の11第5項の施設支給決定身体障害者が同条第3項第1号の期間内において肢体不自由者更生施設を使用した場合

身体障害者福祉法第17条の10第2項第1号の市町村長が定める基準により算定した額（その額が現に当該身体障害者施設支援に要した費用（特定日常生活費を除く。）の額を超えるときは、当該現に身体障害者施設支援に要した費用の額）。ただし、特に必要がある場合においては、知事が別にその額を定めることができる。

- (2) 診療所を使用した場合

診療点数表及び老人診療点数表による額に準ずる。ただし、特に必要がある場合においては、知事が別にその額を定めることができる。

別表第1第12項第1号に次のように加える。

キ 大新公園

種 別		使 用 区 分 及 び 使 用 料	
地下駐車場	普通駐車	午前7時から翌日午前2時までの間に使用する場合 30分につき	100円
	定期駐車	期間を定めて毎月使用する場合 月額	15,290円
		期間を定めて毎月午前7時から午後7時までの間使用する場合 月額	10,500円

備考

- 1 普通駐車の使用料を適用する場合において、駐車時間が30分に満たないとき、又は駐車時間に30分に満たない端数があるときは、30分として計算する。
- 2 午前1時から同日午前8時までの間において、5時間を超えて引き続き駐車場を使用する場合における当該使用時間に係る使用料の額は、500円とする。
- 3 定期駐車の使用料を適用する場合において、駐車場を使用する期間が1月に満たないとき、又は駐車場を使用する期間に1月に満たない端数があるときは、1月として計算する。

別表第1第21項第1号の表備考1中「球技場」の次に「及びプール」を加え、同表備考7中「冷房装置」を「冷暖房装置」に改める。

別表第1第23項第2号の表中

2時間まで	400円	30分まで	1,100円
-------	------	-------	--------

を

1時間まで	200円	1時間まで	300円
-------	------	-------	------

に改める。

別表第1第29項を次のように改める。

29 青少年の家使用料

種 別				使 用 料	
県内の者	宿泊	幼児 小学校児童 中学校生徒	宿泊施設	1 人 1 泊	230円
			テント張施設	1 人 1 泊	110円
		青年	宿泊施設	1 人 1 泊	340円
			テント張施設	1 人 1 泊	230円
		一般	宿泊施設	1 人 1 泊	800円
			テント張施設	1 人 1 泊	230円
	日帰り			1 人 1 日	100円

県外の者	宿泊	幼児 小学校児童 中学校生徒	宿泊施設	1 人 1 泊	1,150円
			テント張施設	1 人 1 泊	110円
		青年 一般	宿泊施設	1 人 1 泊	1,150円
			テント張施設	1 人 1 泊	230円
	日帰り			1 人 1 日	100円

備考

- 1 「県内の者」とは県内に住所を有する者をいい、「県外の者」とはその他の者をいう。
- 2 「幼児」とは満 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいい、「小学校児童」とは小学校の児童又はこれに準ずると認められる者をいい、「中学校生徒」とは中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の生徒又はこれに準ずると認められる者をいう。
- 3 「青年」とは、30歳未満の者をいう。
- 4 3 歳未満の者については、使用料は無料とする。
- 5 幼児については、日帰りの使用料は無料とする。

別表第 2 第 22 項第 1 号中「37,000円」を「37,700円」に改める。

別表第 2 第 34 項第 1 号の表免許証交付手数料の項中「1,750円」を「1,650円」に改め、同表免許証再交付手数料の項中「3,350円」を「3,200円」に改め、同表免許証更新手数料の項中「2,250円」を「2,100円」に改める。

別表第 2 第 34 項の次に次の 1 項を加える。

34の 2 道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第 2 条の規定により行うことができる」とされている道路交通法の一部を改正する法律による改正後の道路交通法（以下この項において「改正法」という。）の施行に関する事務

(1) 改正法第51条の 8 第 1 項の規定に基づく登録の申請に対する審査

1 件につき 23,000円

(2) 改正法第51条の13第 1 項の規定に基づく駐車監視員に関する事務

ア 改正法第51条の13第 1 項の規定に基づく駐車監視員資格者証の交付の申請に対する審査

1 件につき 9,900円

イ 改正法第51条の13第 1 項第 1 号イの規定に基づく放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習

1 件につき 19,000円

ウ 改正法第51条の13第 1 項第 1 号ロの規定に基づく認定の申請に対する審査

1 件につき 4,500円

エ 改正法第51条の13第 1 項の規定に基づく駐車監視員資格者証の書換え交付

1 件につき 2,100円

オ 改正法第51条の13第1項の規定に基づく駐車監視員資格者証の再交付

1 件につき 2,000円

別表第3第3項第1号イ(7) a 中「7,690円」を「11,780円」に改め、同号イ(7) b 中「4,490円」を「8,580円」に改め、同号イ(7) a 中「20,130円」を「12,610円」に改め、同項第3号イ中(7)及び(8)を削り、同号イ(8)中「法第29条第1項」を「使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第19条の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第18条の規定による改正前の法第29条第1項」に改め、同号イ(8)を同号イ(7)とし、同号イ(8)中「法第33条第1項」を「使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第19条の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第18条の規定による改正前の法第33条第1項」に改め、同号イ(7)を同号イ(8)とする。

別表第3第4項第2号ウ及びエを次のように改める。

ウ 薬事法(ウ及びエにおいて「法」という。)の施行に関する事務(医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器(ウ及びエにおいて「医薬品等」という。))の販売等関係)

(7) 法第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査

1 件につき 29,000円

(8) 法第4条第2項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査

1 件につき 11,000円

(9) 法第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の申請に対する審査

a 一般販売業 1 件につき 29,000円

b 薬種商販売業 1 件につき 29,000円

c 配置販売業 1 件につき 29,000円

d 特例販売業 1 件につき 29,000円

(10) 法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査

a 一般販売業 1 件につき 11,000円

b 薬種商販売業 1 件につき 11,000円

c 配置販売業 1 件につき 11,000円

d 特例販売業 1 件につき 11,000円

(11) 法第26条第3項ただし書の規定に基づく医薬品の販売又は授与の相手方の変更の許可の申請に対する審査

1 件につき 7,100円

(12) 法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の申請に対する審査

1 件につき 29,000円

(13) 法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の更新の申請に対する審査

1 件につき 11,000円

(14) 薬事法施行令(昭和36年政令第11号。ウ及びエにおいて「政令」という。)第45条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の書換え交付

	1 件につき	2,000円
(ケ) 政令第46条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の再交付		
	1 件につき	2,900円
エ 法の施行に関する事務（医薬品等（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）の製造販売等関係）		
(ウ) 法第12条第1項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可の申請に対する審査		
a 第1種医薬品（法第49条第1項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬品（cに掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）の製造販売に係る許可		
	1 件につき	149,800円
b 第2種医薬品（a及びcに掲げるもの以外の医薬品をいう。以下同じ。）の製造販売に係る許可		
	1 件につき	131,600円
c 薬局製造販売医薬品（政令第3条第3号に規定する医薬品をいう。以下同じ。）の製造販売に係る許可		
	1 件につき	6,300円
d 医薬部外品の製造販売に係る許可（eに掲げるものを除く。）		
	1 件につき	131,600円
e 医薬部外品（政令第20条第2項で定める医薬部外品を除く。）の製造販売に係る許可		
	1 件につき	58,800円
f 化粧品製造販売に係る許可		
	1 件につき	58,800円
g 高度管理医療機器の製造販売に係る許可		
	1 件につき	149,800円
h 管理医療機器の製造販売に係る許可		
	1 件につき	131,600円
i 一般医療機器の製造販売に係る許可		
	1 件につき	95,200円
(イ) 法第12条第2項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査		
a 第1種医薬品の製造販売に係る許可		
	1 件につき	138,200円
b 第2種医薬品の製造販売に係る許可		
	1 件につき	115,500円
c 薬局製造販売医薬品の製造販売に係る許可		
	1 件につき	4,000円
d 医薬部外品の製造販売に係る許可（eに掲げるものを除く。）		
	1 件につき	115,500円
e 医薬部外品（政令第20条第2項で定める医薬部外品を除く。）の製造販売に係る許可		
	1 件につき	47,200円
f 化粧品製造販売に係る許可		
	1 件につき	47,200円
g 高度管理医療機器の製造販売に係る許可		
	1 件につき	138,200円
h 管理医療機器の製造販売に係る許可		
	1 件につき	115,500円
i 一般医療機器の製造販売に係る許可		
	1 件につき	70,000円
(ロ) 法第13条第1項の規定に基づく政令第80条第2項第3号の医薬品等の製造業の許可の申請に対する審査		

- a 薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号。エにおいて「規則」という。）第26条第1項第3号に規定する区分に係る製造業の許可（dに掲げるものを除く。）
- 1 件につき 90,300円
- b 規則第26条第1項第4号に規定する区分に係る製造業の許可（dに掲げるものを除く。）
- 1 件につき 85,400円
- c 規則第26条第1項第5号に規定する区分に係る製造業の許可（dに掲げるものを除く。）
- 1 件につき 47,600円
- d 薬局製造販売医薬品の製造業の許可
- 1 件につき 11,000円
- e 規則第26条第2項第2号に規定する区分に係る製造業の許可
- 1 件につき 85,400円
- f 規則第26条第2項第3号に規定する区分に係る製造業の許可
- 1 件につき 47,600円
- g 規則第26条第3項第1号に規定する区分に係る製造業の許可
- 1 件につき 85,400円
- h 規則第26条第3項第2号に規定する区分に係る製造業の許可
- 1 件につき 39,900円
- i 規則第26条第3項第3号に規定する区分に係る製造業の許可
- 1 件につき 33,600円
- j 規則第26条第4項第1号に規定する区分に係る製造業の許可
- 1 件につき 39,900円
- k 規則第26条第4項第2号に規定する区分に係る製造業の許可
- 1 件につき 33,600円
- l 規則第26条第5項第2号に規定する区分に係る製造業の許可
- 1 件につき 90,300円
- m 規則第26条第5項第3号に規定する区分に係る製造業の許可
- 1 件につき 85,400円
- n 規則第26条第5項第4号に規定する区分に係る製造業の許可
- 1 件につき 47,600円
- (d) 法第13条第3項の規定に基づく政令第80条第2項第3号の医薬品等の製造業の許可の更新の申請に対する審査
- a 規則第26条第1項第3号に規定する区分に係る製造業の許可（dに掲げるものを除く。）
- 1 件につき 50,700円
- b 規則第26条第1項第4号に規定する区分に係る製造業の許可（dに掲げるものを除く。）
- 1 件につき 48,100円
- c 規則第26条第1項第5号に規定する区分に係る製造業の許可（dに掲げるものを除く。）
- 1 件につき 24,100円

d	薬局製造販売医薬品の製造業の許可	1 件につき	5,600円
e	規則第26条第2項第2号に規定する区分に係る製造業の許可	1 件につき	48,100円
f	規則第26条第2項第3号に規定する区分に係る製造業の許可	1 件につき	24,100円
g	規則第26条第3項第1号に規定する区分に係る製造業の許可	1 件につき	48,100円
h	規則第26条第3項第2号に規定する区分に係る製造業の許可	1 件につき	25,200円
i	規則第26条第3項第3号に規定する区分に係る製造業の許可	1 件につき	24,100円
j	規則第26条第4項第1号に規定する区分に係る製造業の許可	1 件につき	25,200円
k	規則第26条第4項第2号に規定する区分に係る製造業の許可	1 件につき	24,100円
l	規則第26条第5項第2号に規定する区分に係る製造業の許可	1 件につき	50,700円
m	規則第26条第5項第3号に規定する区分に係る製造業の許可	1 件につき	48,100円
n	規則第26条第5項第4号に規定する区分に係る製造業の許可	1 件につき	24,100円
(4) 法第13条第6項の規定に基づく政令第80条第2項第3号の医薬品等の製造業の許可の区分の変更又は追加の申請に対する審査			
a	規則第26条第1項第3号に規定する区分に係る製造業の許可 (d に掲げるものを除く。)	1 件につき	81,200円
b	規則第26条第1項第4号に規定する区分に係る製造業の許可 (d に掲げるものを除く。)	1 件につき	77,000円
c	規則第26条第1項第5号に規定する区分に係る製造業の許可 (d に掲げるものを除く。)	1 件につき	41,300円
d	薬局製造販売医薬品の製造業の許可	1 件につき	11,000円
e	規則第26条第2項第2号に規定する区分に係る製造業の許可	1 件につき	77,000円
f	規則第26条第2項第3号に規定する区分に係る製造業の許可	1 件につき	41,300円
g	規則第26条第3項第1号に規定する区分に係る製造業の許可	1 件につき	77,000円

h	規則第26条第3項第2号に規定する区分に係る製造業の許可	1 件につき	35,700円
i	規則第26条第3項第3号に規定する区分に係る製造業の許可	1 件につき	30,800円
j	規則第26条第4項第1号に規定する区分に係る製造業の許可	1 件につき	35,700円
k	規則第26条第4項第2号に規定する区分に係る製造業の許可	1 件につき	30,800円
l	規則第26条第5項第2号に規定する区分に係る製造業の許可	1 件につき	81,200円
m	規則第26条第5項第3号に規定する区分に係る製造業の許可	1 件につき	77,000円
n	規則第26条第5項第4号に規定する区分に係る製造業の許可	1 件につき	41,300円
(加)	法第14条第1項の規定に基づく政令第80条第2項第5号の医薬品及び医薬部外品の製造販売の承認の申請に対する審査		
a	日本薬局方に収められている医薬品の製造販売の承認	1 件につき	34,500円
b	薬局製造販売医薬品の製造販売の承認	1 品目につき	90円
c	a 及び b に掲げる医薬品以外の医薬品の製造販売の承認	1 件につき	69,300円
d	医薬部外品の製造販売の承認	1 件につき	34,000円
(ハ)	法第14条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）又は第80条第1項の規定に基づく政令第80条第2項第7号の医薬品、医薬部外品又は医療機器に対する調査（承認の取得前又は製造の開始前の調査に限る。）		
a	規則第26条第1項第3号に規定する区分に係る調査	1 件につき	48,800円
b	規則第26条第1項第4号に規定する区分に係る調査	1 件につき	28,700円
c	規則第26条第1項第5号に規定する区分に係る調査	1 件につき	13,300円
d	規則第26条第2項第2号に規定する区分に係る調査	1 件につき	28,700円
e	規則第26条第2項第3号に規定する区分に係る調査	1 件につき	13,300円
f	規則第26条第3項第1号に規定する区分に係る調査		

	1 件につき	48,800円
g	規則第26条第3項第2号に規定する区分に係る調査	
	1 件につき	28,700円
h	規則第26条第3項第3号に規定する区分に係る調査	
	1 件につき	13,300円
i	規則第26条第5項第2号に規定する区分に係る調査	
	1 件につき	48,800円
j	規則第26条第5項第3号に規定する区分に係る調査	
	1 件につき	28,700円
k	規則第26条第5項第4号に規定する区分に係る調査	
	1 件につき	13,300円
㊦	法第14条第6項又は第80条第1項の規定に基づく政令第80条第2項第7号の医薬品、医薬部外品又は医療機器に対する調査（承認の取得後又は製造の開始後の調査に限る。）	
a	規則第26条第1項第3号に規定する区分に係る調査	
	1 件につき	104,300円に調査に係る品目数に2,000円を乗じて得た額を加算した額
b	規則第26条第1項第4号に規定する区分に係る調査	
	1 件につき	72,800円に調査に係る品目数に1,000円を乗じて得た額を加算した額
c	規則第26条第1項第5号に規定する区分に係る調査	
	1 件につき	39,200円に調査に係る品目数に300円を乗じて得た額を加算した額
d	規則第26条第2項第2号に規定する区分に係る調査	
	1 件につき	72,800円に調査に係る品目数に1,000円を乗じて得た額を加算した額
e	規則第26条第2項第3号に規定する区分に係る調査	
	1 件につき	39,200円に調査に係る品目数に300円を乗じて得た額を加算した額
f	規則第26条第3項第1号に規定する区分に係る調査	
	1 件につき	104,300円に調査に係る品目数に2,000円を乗じて得た額を加算した額
g	規則第26条第3項第2号に規定する区分に係る調査	

- 1 件につき 72,800円に調査に係る品目
数に1,000円を乗じて得た額を加算した
額
- h 規則第26条第3項第3号に規定する区分に係る調査
- 1 件につき 39,200円に調査に係る品目
数に300円を乗じて得た額を加算した額
- i 規則第26条第5項第2号に規定する区分に係る調査
- 1 件につき 104,300円に調査に係る品
目数に2,000円を乗じて得た額を加算し
た額
- j 規則第26条第5項第3号に規定する区分に係る調査
- 1 件につき 72,800円に調査に係る品目
数に1,000円を乗じて得た額を加算した
額
- k 規則第26条第5項第4号に規定する区分に係る調査
- 1 件につき 39,200円に調査に係る品目
数に300円を乗じて得た額を加算した額
- (何) 法第14条第9項の規定に基づく政令第80条第2項第5号の医薬品及び医薬部外品の製造販売
の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査
- a 日本薬局方に収められている医薬品の製造販売の承認
- 1 件につき 20,300円
- b 薬局製造販売医薬品の製造販売の承認
- 1 品目につき 90円
- c a 及び b に掲げる医薬品以外の医薬品の製造販売の承認
- 1 件につき 30,100円
- d 医薬部外品の製造販売の承認
- 1 件につき 20,300円
- (ロ) 法第40条の2第1項に基づく政令第80条第2項第3号の医療機器の修理業の許可の申請に対
する審査
- 1 件につき 69,400円
- (ハ) 法第40条の2第3項に基づく政令第80条第2項第3号の医療機器の修理業の許可の更新の申
請に対する審査
- 1 件につき 47,600円
- (ニ) 法第40条の2第5項に基づく政令第80条第2項第3号の医療機器の修理業の修理区分の変更
又は追加の申請に対する審査
- 1 件につき 17,500円
- (ホ) 政令第5条第1項に基づく医薬品等の製造販売業の許可証又は政令第12条第1項(政令第55
条において準用する場合を含む。)に基づく医薬品等の製造業若しくは医療機器の修理業の許
可証の書換え交付
- 1 件につき 2,000円
- (ヘ) 政令第6条第1項に基づく医薬品等の製造販売業の許可証又は政令第13条第1項(政令第55
条において準用する場合を含む。)に基づく医薬品等の製造業若しくは医療機器の修理業の許

可証の再交付

1 件につき

2,900円

別表第 3 第 4 項第 2 号中才及び力を削り、同号キ中「キに」を「才に」に改め、同号キを同号才とする。

別表第 3 第 6 項第 2 号オ(7)を次のように改める。

(7) 蛍光 X 線分析

a 定性	1 試料 1 測定につき	7,980円
b 定量	1 試料 1 成分につき	5,040円
c ポイント分析	1 試料 1 点につき	19,430円
d ヘリウム分析	1 試料 1 測定につき	3,050円

別表第 3 第 6 項第 2 号オ(4) a 中「成分」を「測定」に改め、同項第 3 号ア(7)から(4)までを次のように改める。

(7) 引張

a 糸・布	1 試料につき	3,150円
b 金属材料	1 試料につき	1,780円
c 引張強度に伸びを付加	1 試料につき	1,470円
d 高分子材料	1 試料につき	3,050円
e その他材料	1 試料につき	3,040円

(4) 衝撃

1 種類につき 3,250円

(7) 圧縮

a 木製品・紙製品耐圧	1 試料につき	1,470円
b 高分子材料	1 試料につき	3,050円
c その他一般	1 試料につき	520円
d その他特殊	1 試料につき	1,150円

(4) 曲げ

a 高分子材料	1 試料につき	3,050円
b その他材料	1 試料につき	1,150円

別表第 3 第 6 項第 3 号ウに次のように加える。

(4) 硬さ分布

1 試料 10 測定まで 2,940円とし、10 測定を超えるときは、その超える 10 測定までごとに 2,100円を加算する。

別表第 3 第 6 項第 3 号カ中(4)を削り、(7)を(4)とし、(4)を削り、同項第 4 号を次のように改める。

(4) 電子顕微鏡試験

ア 一般撮影

(7) 高倍率	1 試料につき	10,080円
(4) 低倍率	1 試料につき	5,570円
イ 元素分析	1 試料につき	12,080円

別表第 3 第 6 項第 6 号イ(7)中「3,040円」を「4,520円」に改め、同項第 7 号アを次のように改める。

ア 光学顕微鏡観測 1視野につき 2,310円
別表第3第6項第8号を次のように改める。

(8) 電気試験・測定

ア 電気特性試験 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 4,100円

イ EMC測定

(7) エミッション・イミュニティ測定 1試料1項目につき 20,580円

(8) その他測定 1試料1項目につき 4,310円

別表第3第6項中第17号を第18号とし、第12号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、同項第11号ア中(7)を(8)とし、(8)の次に次のように加える。

(9) 荷重たわみ温度 1試料につき 10,190円

(10) 全光透過率 1試料につき 2,940円

別表第3第6項第11号イ(7) b中「1,780円」を「2,840円」に改め、同号イ(7)中 hを iとし、gの次に次のように加える。

h パイル保持率 1試料につき 6,300円

別表第3第6項第11号イ(8)を次のように改める。

(9) 組織分解 組織点100点(100点未満は、100点とする。)につき 3,990円

別表第3第6項第11号イ(9) bを次のように改める。

b 解じょ法 1試料1成分につき 3,250円

別表第3第6項第11号イ(9)を次のように改める。

(9) 編成試験

a 糸状試料 1組織につき 2,830円

b 解じょ再編成試験 12口(12口未満は、12口とする。)につき 3,680円

別表第3第6項第11号イ(9)中 bを dとし、aの次に次のように加える。

b キセノンアーク耐光試験 1試料につき 3,050円

c 分光照射試験 10時間(10時間未満は、10時間とする。)につき 1,890円

別表第3第6項第11号イ(10)の次に次のように加える。

(9) 繰返洗濯試験 1試料につき 1,470円

別表第3第6項第11号ウ(9)を次のように改める。

(9) 食品保存試験 1試料24時間まで1,470円とし、24時間を超えるときは、その超える24時間までごとに110円を加算する。

別表第3第6項第11号ウ中(9)を(9)とし、(9)の次に次のように加える。

(ウ) 栄養成分試験

1 試料5成分(5成分未満は、5成分とする。)につき 19,300円

別表第3第6項第11号キ中ウを削り、(ロ)をウとし、(ハ)をロとし、同号を同項第12号とし、同項第10号の次に次の1号を加える。

(III) 変異原性試験

ア エイムス試験

(7) 2株試験

1 試料につき 60,270円

(4) 5株試験

1 試料につき 119,600円

イ ウムテスト

1 試料につき 14,390円

別表第3第9項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

別表第3第10項第1号を次のように改める。

(1) 削除

別表第3第11項中第6号を削り、第7号を第6号とする。

別表第3第13項第4号エ中「37,000円」を「37,700円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第3第3項第3号イの改正規定 公布の日

(2) 別表第1第10項及び同表第11項の2の改正規定 平成17年6月1日

2 改正後の別表第1第1項第2号アの規定は、平成11年度以降に入学した者から適用するものとし、平成10年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

橋本市及び高野口町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第53号

橋本市及び高野口町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例

(保健所設置条例の一部改正)

第1条 保健所設置条例(昭和28年和歌山県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条の表高野口保健所の項中「高野口保健所」を「橋本保健所」に、「伊都郡高野口町」を「橋本市」に改める。

(和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 和歌山県の事務処理の特例に関する条例(平成11年和歌山県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条の表1の項中「高野口町」を削る。

(和歌山県流域下水道条例の一部改正)

第 3 条 和歌山県流域下水道条例（平成12年和歌山県条例第80号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「かつらぎ町 高野口町」を「かつらぎ町」に改める。

附 則

この条例は、平成18年 3 月 1 日から施行する。

白浜町及び日置川町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平 成 1 7 年 3 月 2 5 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 5 4 号

白浜町及び日置川町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例

（和歌山県港湾施設管理条例の一部改正）

第 1 条 和歌山県港湾施設管理条例（昭和31年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第11条第 1 項の表日置港の項中「日置川町」を「白浜町」に改める。

（警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正）

第 2 条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和32年和歌山県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

本則の表和歌山県白浜警察署の項中「日置川町」を削る。

（和歌山県振興局設置条例の一部改正）

第 3 条 和歌山県振興局設置条例（平成 9 年和歌山県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項の表西牟婁振興局の項中「、日置川町」を削り、同条第 3 項の表西牟婁振興局の項中「上富田町及び日置川町」を「及び上富田町」に改める。

（和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第 4 条 和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成11年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表27の項中「白浜町 日置川町」を「白浜町」に改め、同表29の項中「上富田町 日置川町」を「上富田町」に改める。

附 則

この条例は、平成18年 3 月 1 日から施行する。